

平成 1 0 年 定 例 第 4 回

# 新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 0 年 1 2 月 1 0 日

閉 会 平成 1 0 年 1 2 月 2 2 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成10年第4回  
 新得町議会定例会（第1号）  
 平成10年12月10日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
		諸般の報告（第1号）	
		町長行政報告	
3	議案第56号	公平委員会委員の選任同意について	
4	議案第57号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	議案第58号	職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について	
6	議案第59号	町税条例の一部を改正する条例の制定について	
7	議案第60号	十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び十勝圏複合事務組合規約の変更について	
8	議案第61号	西十勝環境衛生組合の解散について	
9	議案第62号	西十勝環境衛生組合の解散に伴う財産処分について	
10	議案第63号	十勝環境複合事務組合への加入について	
11	議案第64号	廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	議案第65号	町道の路線廃止及び認定について	
13	議案第66号	平成10年度新得町一般会計補正予算	
14	議案第67号	平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	
15	議案第68号	平成10年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	
16	議案第69号	平成10年度新得町水道事業会計補正予算	
17	意見案第8号	地方事務官の地方公務員への身分移管を求める意見書	
18	意見案第9号	北海道開発庁の統合にかかわる意見書	

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

- 議案第56号 公平委員会委員の選任同意について  
議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第58号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について  
議案第59号 町税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第60号 十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び  
十勝圏複合事務組合規約の変更について  
議案第61号 西十勝環境衛生組合の解散について  
議案第62号 西十勝環境衛生組合の解散に伴う財産処分について  
議案第63号 十勝環境複合事務組合への加入について  
議案第64号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について  
議案第65号 町道の路線廃止及び認定について  
議案第66号 平成10年度新得町一般会計補正予算  
議案第67号 平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算  
議案第68号 平成10年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算  
議案第69号 平成10年度新得町水道事業会計補正予算  
意見案第8号 地方事務官の地方公務員への身分移管を求める意見書  
意見案第9号 北海道開発庁の統合にかかわる意見書

○出席議員（19人）

1番	吉川幸一君	2番	菊地康雄君
3番	松尾為男君	4番	小川弘志君
5番	武田武孝君	6番	広山麗子君
7番	石本洋君	8番	能登裕君
9番	川見久雄君	10番	福原信博君
11番	渡邊雅文君	12番	藤井友幸君
13番	千葉正博君	14番	宗像一君
15番	竹浦隆君	17番	森清君
18番	金沢静雄君(早退)	19番	黒沢誠君
20番	湯浅亮君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄	君
教育委員会委員長		高久教雄	君
監査委員		吉岡正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝	君
収入	役	清水輝男	君
総務課	長	畑中栄和	君
企画調整課	長	長尾正	君
税務課	長	秋山秀敏	君
住民生活課	長	西浦茂	君
保健福祉課	長	佐々木裕二	君
建設課	長	村中隆雄	君
農林課	長	齊藤正明	君
水道課	長	常松敏昭	君
工商観光課	長	貴戸延之	君
児童保育課	長	富田秋彦	君
老人ホーム所	長	長尾直昭	君
屈足支所	長	高橋昭吾	君
庶務係	長	武田芳秋	君
財政係	長	佐藤博行	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部靖博	君			
学	校	教	育	課	長	加藤健治	君
社	会	教	育	課	長	赤木英俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小森俊雄	君
---	---	---	---	------	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐藤隆明	君
書			記	桑野恒雄	君

---

### 開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました平成10年定例第4回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時00分）

---

### 開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、3番、松尾為男君、4番、小川弘志君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月22日までの13日間と決しました。

---

### 諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） それでは9月9日の、定例第3回町議会以後の行政報告を行い

ます。

9月14日には、旧ごみ処理場最終処分場ほか環境調査の業務委託の入札を行いまして落札をいたしております。なお、当日はもう1件入札を行いました。

次ページにまいりまして、9月21日には道警本部の委託を受けまして、農産物輸送のために飛来しておりました、セスナ機による空からの交通安全・交通事故防止の啓発の出航式を行いました。なお、本年から農道空港による農産物の輸送は従前と方式を変えまして、機体並びにパイロットともにチャーター方式といたしました。そのことによって、非常に金額が安くすんだことと、併せて非常に長い期間これを行うことができたということでありまして、したがって、この間、空中撮影いわゆる空撮を行ったりですね、あるいは体験搭乗させたり、そういういろいろな多目的活用のいろいろな方法を講じてみた。このことが来年以降の農道空港の農産物輸送の在り方に、大きな参考になったと考えているところでございます。

それから3ページにまいりまして、9月24日には第1回の老人保健福祉計画並びに介護保険事業計画策定の推進委員会を開催をいたしました。15名の委員を委嘱いたしまして、モデル事業や高齢者実態調査を実施いたしまして、平成12年の3月までにそれぞれの計画の策定をいたす予定であります。

また、9月25日には屈足2号幹線雨水管新設工事、以下9件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしました。

5ページにまいりまして、9月29日には本町で北海道公衆衛生大学が開催をされました。また、同じ日ではありますが、道警本部の新任本部長が表敬訪問のために本町に来町されております。

6ページにまいりまして、10月3日には山形県東根市の土田新市長が表敬訪問で来町されまして、併せて翌4日の第25回大雪まつりも参加をいただいたところであります。

また4日には、畑作三品価格要請並びに営林署の廃止に伴います、国有林野事業の将来の適正管理というような問題で、各先生がた、また林野庁のほうに要請をいたしたところであります。

10月8日には、十勝管内の商工会の正副会長会議が本町で行われております。

7ページにまいりまして、一番後段ではありますが10月14日には都市計画街路事業オダッシュ通、いわゆる7号のアンダーパスにかかわる立ち退きされるかたがたのための用地を町の土地開発基金で購入をいたしました。これは、今進んでおります7号のアンダーパスの事業に伴って、15戸のかたがそれぞれ移転補償を受けて立ち退きをいたします。そのことに伴って、なるべく近場で適地をというそれぞれ関係者の要請がありましたので、池内ベニヤの土地を1平方メートル当たり7千円で取得をいたしました。移転補償に伴って立ち退きされるかたがたのうち、希望者には優先的にその土地を売買していきたいと考えております。その結果残地が出ますと、一般分譲で処理をしていきたいとこのように考えております。

8ページにまいりまして、当面いたします懸案の課題につきまして、10月15日には助役が道のほうに出向いております。

17日には、本町出身であります、菅野久光参議院議員が参議院の副議長に就任をいたしました。この日、公民館でその就任祝賀会を開催をいたしたところであります。

10月19日には、トムラウシ温泉の東大雪荘の職員が、過般国有林野内で交通事故

がございまして、その際に転落した車、また人を救出したと、それに協力したということで新得警察署から感謝状をいただいております。

9ページにまいりまして、10月22日には介護保険導入に伴うモデル事業といたしまして、第1回の介護認定の審査会の開催をいたしました。これは医師2名を含む5名の専門員のかたがたを委嘱をいたしまして、在宅の該当者並びに特別養護老人ホーム等に入所している50名、それぞれ介護認定の審査をいたしたわけでありまして、そうした審査会を経て出てきました課題や問題点、この把握をいたしまして、国のほうに報告をし、改善への意見反映をいたしたところであります。

10月24日には、リバーサイドパークゴルフ場に併設いたしました、ランニングコースが出来上がりましたので、そのオープンのクロスカントリー大会を開催をいたしました。

また10月26日からは、町内の企業訪問ということで36社訪問をいたしまして、今日的ないろいろな課題の把握に努めたところであります。

10ページにまいりまして、10月29日には行政事務改善委員会を開催をいたしました。これは助役を含む職員16名を委嘱いたしまして、今後の行財政改革の一環を含めた課題について検討委員会の中で、検討、諮問いたしているところであります。

10月30日には、屈足地域に建設をいたします、身体障害者療護施設の起工式が行われまして、平成12年の4月1日の開所に向けて今後工事を進めることになっております。

同じ30日には、滝川市のスポーツ協会のグライダーが、新得の農道空港の将来的活用を模索するために、えい航機とグライダーで飛来をいたしまして、何度かテスト飛行を行っております。その結果、非常に条件が優れているということで、今後の活用を双方で話し合いをしていくことにいたしております。

同じ日ではありますが、近年の長引く景気の低迷によりまして、地方財政がたいへん急迫をいたしてきております。そうしたことから、時代に見合った事業の精査が必要との観点から、事業アセスメントいわゆる事業評価に取り組んでいるところであります。その結果につきましては、ここに記載のとおりではありますが、今後関係団体等との協議を進めながら、実施可能なものから順次見直しを図っていくということで、進めてまいりたいと考えております。

11ページにまいりまして、11月3日には平成10年度の新得町功労賞贈呈式が行われまして、自治功労賞には上原巖さん、善行賞には橋本昭蔵さんにそれぞれ贈呈をいたしたところであります。

12ページにまいりまして、11月4日には今般、新規参入いたしました航空会社のエア・ドゥの副社長がまいりまして、町民の皆様がたの今後の利用促進についての要請をいただいたところであります。

また同じ日ではありますが、新内育成牧場におきまして子牛のほ育育成事業の試験を開始をいたしました。今後の推移経過を見ながら本格的なほ育育成事業に取り組んでいきたいと考えております。

11月6日であります。美蔓かんがい排水事業の最終打ち合わせのために、開発建設部から関係者が来町いたしまして協議をいたしたところであります。

これは美蔓かんがいダムは、今、既定方針どおり進んでいるわけでありまして。その中で本町の水問題ということで、今日まで検討を重ねてきたわけでありまして。この辺の最



終打ち合わせの中ではですね、完成は基本的には平成24年。そして水問題を解決するとすると、末端管路の完成は平成30年ごろになると。

また、農業用の事業であるということから、生活用水への転用の問題については、極めてこの考え方が不透明であります。したがって、本事業による本町の生活用水いわゆる水道水の問題を、これ以上継続して協議してもですね、明るい見通しがでないというふうに判断をいたしまして、本事業による生活用水の問題は断念をしたいと考えております。

したがって次善の策といたしましては、今後道営事業、これは補助率が72.5パーセントであります。この事業によって、新たな水源を確保してですね、本町の水問題を将来にわたって抜本的に解決をしていきたいと、このように考えておりまして、今後そうした方向で進めていきたいと思っております。

また、11月7日には、東京ふるさと新得会が開催をされました。今後、東京ふるさと会の活動について町からの意見を求められておりましたので、助役を派遣をいたしました。

11月11日には、北海道簡易水道等環境整備協議会が本町で開催をされております。また11月11日から、「こんにちは町長です」ということで各地区別の懇談を実施をいたしました。

14日にまいりまして、職員で中途退職者が出る予定となったために、本町の職員の採用試験を実施をいたしました。ここに記載のとおりでありまして、最終的に1名の内定者を決定をいたしました。

15日には、第28回のまちづくり大会と併せて、第3回のふれあい健康まつり、1,100名というかたの、たいへん多くの町民のかたがたのご出席をいただきまして盛大に開催できました。

また16日には、北海道横断自動車道の十勝地区の早期建設促進期成会が、札幌と東京でそれぞれ陳情いたしているところであります。

16ページにまいりまして、11月24日には西十勝環境衛生組合の臨時議会を開催をいたしました。この議会の中で議員協議会を開催をいただきまして、31年を経過いたしました西十勝環境衛生組合の施設が、老朽化で今後の使用に耐えれないということで、十勝環境複合事務組合の加入を要請しておりますところこの承認がなされたので、西十勝環境衛生組合につきましては、平成11年の3月末日で廃止をいたしまして、新たに4月1日から十勝環境複合事務組合に加入をするということを決めたわけであります。

このことに伴いまして、今後、それぞれ加入3町が諸般の手続きを、今議会に提案をさせていただくことといたしました。後の本会議にご提案をさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思っております。

25日には、当面抱えている課題につきまして関係機関への要請を行っております。

また11月26日には、サホロスキー場の安全祈願祭が行われましてオープンをいたしております。

17ページにまいりまして、11月26日には町が誘致を進めました、渡部歯科クリニックの起工式が行われております。

12月2日には、全国町村長大会がございまして出席をいたしました。今年は、最近の地方財政がたいへん厳しい状況にございますので、地方の税財源の充実強化、そして

町村財政基盤の確立ということが大きなテーマとなっております、今後とも国に対していろいろな要請活動を進めていくことにいたしております。

また、その際に、十勝町村会の臨時総会が開催をされました。ここでは当面の課題のほかに、介護保険を十勝一本で広域連携ができないかということが大きなテーマとなりました。そこで、今後広域連携によるメリット・デメリット、また広域連携ができる分野はなんなのか、そういうようなことについて年内に方向性をまとめるということになっております。

また、これとは別に、こうした十勝での一本による広域連携ができない場合については、方面別の部分広域連携を含めた2段構えで、今後この介護保険のスムーズな導入に向けた検討を進めていくことにいたしております。

18ページにまいりまして、12月3日にはクラブメッドサホロの冬のバカンス村がオープンをいたしました。

また12月4日には、屈足旭町3丁目に明年造成を予定いたしております、分譲宅地の活用計画について、地域の皆様がたと協議をいたしたところでございます。

以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

---

日程第3 議案第56号 公平委員会委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、議案第56号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第56号、公平委員会委員の選任同意について、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき、新得町屈足緑町4丁目45番地、鵜沼好美さんを公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

鵜沼さんは、この12月24日に任期満了となりますが、現在44歳で平成7年6月13日以来1期この職にあります。人格識見とも優れ公平委員として適任と存じますので引き続き選任いたしたく、ご同意をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。本件は人事案件につき、質疑討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は19人ですが、議長を除くと18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、17番、森 清君、18番、金沢静雄君、19番、黒沢 誠君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、17番、森 清君、18番、金沢静雄君、19番、黒沢 誠君を立会人に指名いたします。

議長(湯浅 亮君) 投票用紙を配布いたします。

[ 事務局長 投票用紙配布 ]

議長(湯浅 亮君) 投票用紙の配布もれはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 配布もれなしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 投票箱を点検いたします。

[ 事務局長 投票箱点検 ]

議長(湯浅 亮君) 異状なしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 念のため申し上げます。

本案は同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長(湯浅 亮君) 点呼を命じます。

[ 事務局長の点呼により投票 ]

議長(湯浅 亮君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 投票もれなしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 投票を終了いたしました。

議長(湯浅 亮君) これから開票を行います。

森 清君、金沢静雄君、黒沢 誠君、開票の立会を願います。

[ 開 票 ]

議長(湯浅 亮君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票、

そのうち有効投票18票、

有効投票中、賛成18票、

以上のおり賛成が多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議長(湯浅 亮君) 議場の閉鎖を解きます。

[ 議場開鎖 ]

---

#### 日程第4 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第4、議案第57号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[ 総務課長 畑 中 栄 和 君 登壇 ]

総務課長（畑中栄和君） 議案第57号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

2枚目の裏面をお開きください。提案理由であります。公務員の給料について、国・道・管内町村も改定又は改定見込みであることから、本町もこれに準じて条例を改正しようとするものであります。

改正の内容でございますが、1、給料表でございますが、全級号俸を改正するものであります。給料表の平均改定率は、0.75パーセント、2千313円の引き上げでございます。ちなみに国では、0.76パーセント、2千785円の改定となっております。初任給の改定でございますが、高校卒では14万1千700円に引き上げるものでございます。短大卒で15万1千600円、大学卒で17万4千200円にするものであります。

2、扶養手当でございますが、満16歳から22歳までの子どものいる場合の加算額を、月額1千円引き上げまして5千円とするものでございます。

3、住宅手当でございますが、住宅を借り受け家賃を支払っている職員の非支給額、いわゆる足切り分でございますが、1千500円引き上げて6千円に改定いたします。また、2万円以上の家賃を支払っている職員に対する加算額としまして、家賃月額2万円を控除した額の2分の1を加算するものでございます。ただし、加算額の限度額は1万円とするものであります。

4、宿日直手当でございますが、200円引き上げまして4千円にするものでございます。勤務が5時間以下の場合、いわゆる半日直でございますけど、1千円引き上げまして、2千円とするものであります。

5の適用年月日でございますが、平成10年4月1日といたします。ただし宿日直手当の改正については、平成11年1月1日から、住宅手当の改正は、平成11年4月1日からとするものであります。

次に、次のページ以下に給料表の新旧対照表をつけておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

前に戻りまして、条例の本文は説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、1、施行期日、2、最高号俸を超える給料月額の変更等、3、給与の内払い等をそれぞれ規定してございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

失礼いたしました。提案理由の説明の中で宿日直手当5時間以下の場合、引き上げ額を1千円と申し上げましたが、100円の誤りですのでご訂正申し上げます。

[ 総務課長 畑 中 栄 和 君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 給与改定期には私、毎回質問しております。今度はまた新進気鋭の新総務課長さんが誕生いたしました。こちら張り切って質問させていただきたいと思っております。

質問をする趣旨。私の質問する趣旨というのは、要するに最近特にそういうことがうるさくなってますけれども、この役場職員の給与等についてもですね、やはり町民がまず、ああこういう実態なんだということは承知してなくちゃならないし、それから町に

おいてもですね、町民に対してうちの役場職員の給料の実態はこうですよということを、明らかにしておくのが当然なことなんでございまして、そこでもって私が町民に成り代わって2、3質問をいたしたいと思います。

この公務員の給与改定については、当然これは地方公務員法の第24条に基づくものなのでありますが、この地方公務員法の第24条の第3項がこの給与を定めたものでございますけれども、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者に、給与その他の事情を考慮して定めなければならないと、こううたっているわけですね。

したがってこの、今回改正する根拠というか法的根拠というのは、第24条第3項に基づくものだろうと思うんであります。しかるにこの提案理由を見ますっていうと、国・道・管内町村の改定だけをこの理由といたしまして、この第24条第3項にうたっているところの生計費の調査っていうものは、いったいされたのかどうなのかっていうこともお聞きせねばなりませんし、あるいはまた、民間事業の給与ということもですね、当然これは把握してなくちゃならんわけですね。

したがって、そういうことの調査はなされたのかどうなのかと、今まで毎回聞きますっていうと、これは国家公務員については、国家公務員についてスト権というものが与えられない関係で、人事院が民間の企業のそういうことをつぶさに調査して、それに基づいて国の公務員の給与が決まるんだと。だから我々地方公務員もそれに準じて改定をするということは、当然民間の企業の実態というものも調査把握されて、しかも折り込まれているものであるから、あえて町においてはその必要はないって今までずっと言われてきているんですよ。

しかしですね、しかしですよ。ここで、それでまた質問になるんですけども、この改定率が、全級号俸の改定率っていうのが0.75パーセントの2千313円であると、まあこういう説明。まあこれは、このとおりなんでございまして、民間業種におけるところのこの給与改定っていうのはですね、当然ベースアップも含んでいるんですよ。これは今まで答弁されているとおりなんです。したがって、そういうものを全部含めて計算いたしますとね、この改定率が何パーセントになって、金額がなんぼになるかということをお明らかにしていただきたいと思うんです。

ちなみに申し上げますとね、今年の平成10年の春闘の値上げ率、これはもう公表されているわけですね。これはですね2.8パーセントの8千238円と、これはもう今年の春のその時期の新聞にちゃんと公表されているわけですね。したがって、当然私はこの2.8パーセント並みか、下回るのかなと思っているんでございまして、恐らくや、かなりこれから上回るはずなんで、その辺がいったいどうであるかということをお答えしていただきたい。

もう一つですね、参考のためにお聞きしたいことがあるんですけども、その結果ですね、いったい町職員の給与の平均給与が年額いくらになるか、いくらになるかということをお答えできるわけですね。それがいったい、いくらになるかということをお答えいただきたい。

これもですね、ちなみに申し上げますとですね、これは9月の26日にNHKの放送でこれは公開されたものなんですけれども、業種ごとの平均年収、紙パルプが557万円。それから金属関係では547万円。交通運輸関係が551万円と、これはNHKで公表しているわけですね。それに比べて我が町の職員の平均、年間の給与がいくらになる

か。

ちなみにもう一つ言いますとね、今朝、12月10日の今朝のNHKによりますとね、これは全業種平均という発表でした。全業種平均の年間の収入は467万円であると、今朝のテレビでやっておりました。それに比べて我が町のレベルがどんなものであるか、以上2、3点についてお尋ねいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

地方公務員法第24条の関係なんですけど、ほとんど金沢議員さんに答弁をいただいたたのではないかなというようなことだったんですけど、地方公務員法第24条によりますと、その条文の規定を受けまして地方公務員の給与というのは国家公務員の給与に準ずるべきという指導があります。

法令等で国に準ずるといって明確な規定はないわけですが、公務員の職務の類似性、給与の財源が税金であると、それから国の職務給を、国も職務給というのを前提といたしておりますので、地方も同じく職務給を前提にしているということで、国に準ずるのが妥当というふうな指導がございます。人事院勧告につきましては金沢議員のご発言のとおり、民間労働者の給与とか生計費を考慮いたしておりますので、人事院勧告を準ずることにより結果的に最も均衡がとれているというふうに考えてます。

それから町民へのお知らせというか、知らせたほうがいいんじゃないかというのは、毎年12月の定期広報で職員の給与の公表をいたしておりますので、今年も給与の公表をする予定でいます。

それから定昇込みの改定率でありますけど、定昇が2.08パーセント。額にしまして7千90円、合わせますと2.79パーセント、9千517円の改定になります。それから平均年収のお話しですが、本町の場合年齢にもよるのかと思うんですけど、平均年齢で41.7歳で年収が704万6千円ぐらいになるかと思えます。金沢議員の話によりますと、その金額から見ると年収は高いというふうになるかと思えます。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） そう深くはお尋ねいたしませんけれども、今の説明についてですね、ちょっとお聞きしたいんですけども。国家公務員に準ずるんだよと、その国家公務員は人事院のいろいろな勧告に基づくんだよと、それはそのとおりなんでございますよ。それだとすればですね、この第24条の第3項の中にあるところの、この生計費というのはいったいどの生計費なのか、どの生計費なのか。これはやっぱり新得町の職員なんでございますから、新得町における生計費というものが、やっぱり基準になるのではないのか。

それからそのずっと後段のほうの、民間事業の従事者っていうやつもそのとおりでしてね、やっぱり新得町におけるところの民間事業の給与その他がいったいどうであるかということもですね、当然対象にならなくちゃならない。今の答弁によるっていうところのことについては、全く考慮に入れない。いやそれは人事院のあれでもって入っているんだというのは、今までの答弁そのとおりなんですけれども、けどほんとうにこの給与改定っていうことになれば、ここの提案理由としては、地方公務員法、第24条の第3項に基づく改定でありますよって、こううたうべきでないのかい。まあこれは、考え方ですから、そこで生計費の調査をされたことがあるのかどうなのか。それから民間事業の従事者の給与というものをですね調査されたことがあるのかどうなのか。これは実

は佐々木町政の当時にいっぺんされましてね、だいたいあのころでもって10パーセント程度、うちの職員が高いという答弁だったと記憶しているんですよ。

その後最近ですね、そういう調査をなされておりますかどうかと。

それから広報にですね給与がちゃんと出ますと、町民に周知されますって言うけど、あれは月額給与出すんであってね、年額なんぼだっていうことは出してないはずなんですよ。我々が一番関心あるのは月なんぼっていうよりも、いったい平均年額なんぼ取っているんだろう。なんぼ払っているんだろうっていうことのほうが、比較するうえで非常に分かりやすい。ですから当然、それじゃあこれから広報にもですね、年額なんぼだっていうことを公表されますか、どうですか、お聞きいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

人事院勧告の民間の根拠といえますか、人事院勧告の中では全国7,600事業所の調査をして、勧告されているものであります。民間の従事者の調査をしたのかっていうことなんですが、実は町内の事業所55団体、1,200人くらいの調査をいたしております。これは役場内の資料を使用いたしまして、単純に人数で割り返したもんですが、必ずしもじゅうぶんな比較にはならないと思っておりますが、低いほうではないというふうに思っております。

それから職員の生計費の調査については、非常に調査するのは難しいかなというふうに思うんですが、手法的にですね、研究してみたいというふうに思っております。

それから、定期広報の給与公表、給料の公表ですが、年額で公表してみたらどうかって話なんですが、検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第58号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第58号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[ 総務課長 畑中栄和君 登壇 ]

総務課長（畑中栄和君） 議案第58号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

2枚目をお開きください。提案理由であります。寒冷地手当のうち加算額、いわゆる燃料加給分であります。実情に合わせて改正しようとするものであります。

内容といたしまして、平成10年度に限りまして、世帯主で扶養親族等のある職員は6万6千500円を特例条例による支給額として10万4千895円に、同じく扶養親族等のない職員は4万4千300円を7万4千981円に、その他の職員は2万2千200円を4万5千66円に改めるものであります。

この条例による支給の算出根拠であります。12月1日現在、新得町内での灯油実勢単価、1リットル当たり37円を乗じた額であります。なお、管内の状況について情報調査いたしましたところ、おおむね同様の改正をし、又は予定をしているところであります。

条例の本文の説明は省略させていただきます。附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行し、平成10年10月1日から適用するものであります。2、手当の内払い、3、廃止をそれぞれ規定いたしております。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 畑中栄和君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。  
よって議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第59号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯浅 亮君) 日程第6、議案第59号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、秋山秀敏君。

[税務課長 秋山秀敏君 登壇]

税務課長(秋山秀敏君) 議案第59号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、今回の改正は平成10年12月1日に特定非営利活動促進法が施行されたことに伴い関係条文を改正するとともに、個人町民税及び固定資産税の納期前全納報奨金を廃止しようとするものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

1、第31条第2項の表の改正につきましては、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う特定非営利活動法人。通称NPO法人と申してまいりましても、この法人の町民



税均等割の税率区分表に追加するものであります。

2、第42条の改正は個人町民税を納期限の前に全納した場合に交付される全納報奨金を廃止しようとするものであります。平成10年度の全納報奨金の交付状況につきましては、町民税が130件、金額にしまして13万6千651円。固定資産税が460件、110万8千260円。合計590件、124万4千911円となっております。

全納報奨金につきましては、昨年の決算特別委員会でご質問がありましたので、その後関係機関と協議をしてまいりましたけども、廃止の方向で合意ができましたので、今回条例を改正するものであります。なお十勝管内では14の市町村が既に廃止をいたしております。

3、第51条の改正につきましては、収益事業を行わない特定非営利活動法人につきまして、必要があると認めるときは6万円の法人町民税均等割を、減免できる旨の規定の整備を図るものであります。

4、第70条の改正につきましては、固定資産税の納期前全納報奨金を廃止しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し平成10年12月1日から適用するものであります。ただし第42条の個人町民税の納期前全納報奨金の廃止規定及び第70条の固定資産税の納期前全納報奨金の廃止規定につきましては、平成11年4月1日から施行するものであります。

なお、条例本文の説明は省略をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[ 税務課長 秋山 秀敏 君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) これにはですね、全納報奨金の廃止及びですねNPOいわゆるボランティア活動などに貢献した、貢献するような法人に対して優遇策。これはそれでそういう団体をですね育てていこうと、これは非常にいい法律だと私思うんですよ。これはどんどん育ててほしいし、恐らく新得町にとってもですね、難しい介護保険のすき間を埋める、ひょっとしたら役割を果たすかもしれないわけですよ。

ただね、これにはですねちょっと欠陥があるわけですよ。あくまでボランティア団体でありますから、収益事業をりっぱにやっている大きな社会福祉法人と違ってボランティア活動を中心にやるものですから、この財源というのがほとんどがカンパ及び寄附行為で賄われるわけですよ。ただ、例えばですね、私たち一般町民はですねまあカンパをし、企業はですね収益が出れば身体は使えないけれども、せめてその収益を社会のために貢献する団体に使ってくださいと、そういうことで成り立っているのが普通なんです。

ただ、それで企業がですね寄附をした場合に、この所得税法においてですね、課税、いわゆる非課税、減免、減免というか措置がなされない。要するにやってもこれは税金控除になりませんよと、税金がかかりますよと、そういう問題が残されている法律は法律なんですよ。ただそれは、所得税法に絡みますんでですね、町でとやかくできる問題ではないことも私は分かっておるんですが、なにかこれに代わるもの、代わる措置をとれないものか。

新得ではですね、急にはこういう団体出て来る可能性っていうのは、今のところ実情

はないんですが、可能性としては共同作業所なり、そのほうが大きくなった場合、一番近いものかなと想像はしているんですがね、そういうときに寄附をしても控除されませんよと、そういうことになるんでね、なにか措置はとれないのかどうでしょうか、なにか優遇措置はとれないのかどうか。

議長（湯浅 亮君） 税務課長、秋山秀敏君。

税務課長（秋山秀敏君） お答え申し上げます。

今回NPO法が平成10年のですね3月25日に公布をされまして、この法律の中で地方税法の一部改正が行われまして、今回この法令を受けましてですね町税条例の改正を提案させていただいたわけでございます。

NPO法の中ではですね、寄附金等の控除の規定は盛り込まれておりませんので、現状では寄附金控除の対象にはならないってことで考えております。つきましては町といたしまして、支援策といたしまして、法人町民税の減免規定の整備を今回設けたものでございます。

寄附金控除につきましてはですね、今後、関係機関とも相談をしてですね、要請等もしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 確かにおっしゃるとおりなんですがね、これは、これだけでは育たない、育ちづらいんですよ。企業の力って非常に大きい。外国の例なんか見ましても、すごく大きいウエート占めるわけですよ、それはやっぱり善意は善意と生かせるだけのものをですね、これから作っていかなければこういう団体というの私は育っていかない。

町自身もボランティアに力を入れる、ボランティアが必要だといっしょうけんめい訴えながら不自由な点が残されている。そういう面です、これには申しませんが国に強く働きかける、これが私は必要だと思うんですよ。いつまでもこういう状態ではですね育たない。実はこれの審査に行って半数がもうやめたと、申請をやめたっていう報道も実は出されていましてですね、それだけ不備な点が残されている。だからその不備を解消するためですね、やっぱり国に強く所得税法の改正、この分に関してはですね働きをかけてほしいと、そういうことですがどうですか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今、能登議員ご質問のとおりだというふうに思っておりまして、質問の趣旨につきましては、私もじゅうぶんに理解できるところであります。今回の法律の施行に伴って、この考え方は3年間の実施の後にですね、見直しという考え方が折り込まれているようであります。

したがって、ただいまのような税制上の優遇措置の問題については、そうした団体を育てるといふ意味合いも含めてですね、そうした見直しの中に盛り込まれていくということがたいせつかなとそのように考えております。したがってそうした立場で、そうした機会をとらえて要請をしていきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

議長（湯浅 亮君） ここで、暫時休憩をいたします。11時15分までとさせていただきます。

（宣告 11時03分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 11時15分）

---

日程第7 議案第60号 十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の一部  
廃止及び十勝圏複合事務組合規約の変更について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第60号、十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、佐々木裕二君。

[ 保健福祉課長 佐々木裕二君 登壇 ]

保健福祉課長（佐々木裕二君） 議案第60号、十勝圏複合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び十勝圏複合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は平成10年10月2日付けで感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が公布され、伝染病予防法が廃止されることになり、その施行が平成11年4月1日となったことから、伝染病予防法第17条第1項により伝染病隔離病舎を設置・管理運営してきました共同処理事務を廃止するため、組合規約の一部を変更しようとするものでございます。

組合規約の一部改正につきましては、第1条ですがこれは伝染病隔離病舎に関する事務の削除と条文の整理でございます。

第4条の第4号を削るにつきましては、伝染病隔離病舎に関する事務の削除でございます。

第14条、第5号を削るにつきましては、伝染病隔離病舎に関する経費分担の削除でございます。

次に、組合規約の一部を改正する規約の一部改正につきましては、第2条の附則第2項を削り、附則第1項の項を削るにつきましては、これは用地取得費の支弁方法の例外規定の削除でございます。

次のページをめくっていただきたいと思います。

附則でございますけれども、附則の第1項から第4項につきましては、施行日の規定、起債償還にかかる経費の支弁方法の例外規定、伝染病舎の管理運営にかかる予防費負担事務の経費経過措置及び伝染病舎の解体経費の支弁方法の例外規定でございます。なお第2項の起債償還につきましては、新帯広市立病院に併設を計画いたしました、新伝染病棟の実施設計費分でございます。これにつきましては帯広市が負担することになってございます。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

[保健福祉課長 佐々木裕二君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 伝染病隔離病棟病舎の廃止ってということなんですが、これは私もよく分からないぐらい、恐らくあまり効果がなかったんじゃないのかな。今まで効果があったのであればね、廃止をする理由というのがですね、よく分からないわけですが、ただ恐らく伝染病ですから、今、日本全体清潔になりましてね、いろいろなものが伝染病が減ってきたと、これは間違いのない事実なんですが、ただちょっと一つだけ心配なの  
がですね、最近結核が増えてきたと。かなり結核が増えてきたと。

これ、例えばこれがなければ、そういうものに支障を来すとかですね、仮にですよ結核が、特に今、老人の結核が増えてきたと言われています。そういう場合にですね、なんか支障が、仮に増えた場合になんか支障が起こるようなことが考えられないのか廃止することによって。

議長(湯浅 亮君) 保健福祉課長、佐々木裕二君。

保健福祉課長(佐々木裕二君) お答えいたします。

この法律はですね、今まで伝染病者を隔離することだったんですけれども、これから新しい法律によりまして人権を配慮しましてですね、一般の病院で、良い医療を提供するというかたちで、そういうかたちになっています。今まで市町村が隔離の設置をしたんですけれども、今度知事がですねその入院を勧告するというかたちで、そして道のほうで全道レベルのそういう医療機関の指定、それから十勝レベルの医療機関の指定を予定してます。十勝につきまして、今の段階では帯広市立病院がその指定病院になるんでないかとなっております。そういう中で対応しますので、問題はないというふうに考えています。

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第61号 西十勝環境衛生組合の解散について

議長(湯浅 亮君) 日程第8、議案第61号、西十勝環境衛生組合の解散についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民生活課長、西浦 茂君。

[住民生活課長 西浦 茂君 登壇]

住民生活課長(西浦 茂君) 議案第61号、西十勝環境衛生組合の解散についてをご説明申し上げます。

裏面を御覧いただきたいと思います。

提案理由でございますが、西十勝環境衛生組合のし尿処理場は昭和42年12月に処理能力30キロリットルで運転を開始以来30年が経過いたしまして、施設の老朽化が施設全体に及び処理能力の低下に加え、下水道の整備、浄化槽の普及に伴い、量、質ともに大きく変化してきております。施設の大幅改修あるいは根本的な改善策を講じる必要に迫られておりましたことから、構成町で対応策について検討してまいりましたが、その結果、十勝環境複合事務組合に加入して処理することが、最善の方策であるとの結論に達しましたので、平成11年3月31日限りをもちまして、西十勝環境衛生組合を解散しようとするため、地方自治法290条の規定によりまして議決を経ようとするものであります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[ 住民生活課長 西 浦 茂 君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第62号 西十勝環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第62号、西十勝環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民生活課長、西浦 茂君。

[ 住民生活課長 西 浦 茂 君 登壇 ]

住民生活課長（西浦 茂君） 議案第62号、西十勝環境衛生組合の解散に伴う財産処分についてをご説明いたします。

1枚はぐっていただきまして、提案理由でございますが、西十勝環境衛生組合の解散に伴いまして、地方自治法289条の規定により、関係町との協議のうえ財産の処分をしようとするものであります。

前のページの別紙財産の処分に関する協議書を御覧いただきたいと思います。

協議書の内容といたしましては、1、西十勝環境衛生組合が所有する一切の財産を新得町に帰属させようとするものであります。主な財産といたしましては、土地9,321平方メートル。建物、職員住宅、し尿処理施設等で1,014平方メートル。小型ダンプ1台、小型乗用車が1台。し尿処理施設一式。その他、机など備品でございます。

2つ目といたしまして、債権の処分について。

3つ目といたしまして、債務の処分について。

4つ目といたしまして、決算剰余金の処分について。

5つ目に、職員の身分について。

6つ目に、事務の承継について。

7つ目では、その他といたしまして、この協議書に定めるもののほか、疑義が生じたときはそのつど協議のうえ決定するとしてしております。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[ 住民生活課長 西 浦 茂 君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） ちょっとこれ、私も自分でもちょっと分からんからお聞きするんですけども、この第1番目の西十勝環境衛生組合が所有する一切の財産を新得町に帰属させると。今さっき土地がなんぼ、建物がなんぼと言いましたね。この財産というものの解釈は本来的には資産、負債を引くくめて財産と言うはずなんですよ。私の解釈ではね。ですから昔から言いますでしょう、借金も財産のうちだっていうのは、それは借金は負債であるけれども、それも資産とともに、これは引くくめて財産ということになるわけだ。

そうするとね、この債権の処分とか債務の処分なんていうことはなくなっちゃうわけさ。こういう説明は必要なくなっちゃうわけさ、と私は解釈するんだけどもどうですか、いや違っているかしらんし。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。今、金沢議員さんがおっしゃられたとおりなんです、分かりやすく細かく出したということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） そうなるっていうとね、極端なこと言うっていうとね、この決算剰余金の処分なんていうのは必要なくなっちゃうわけさ。財産って言ったら、今、言った資産、負債からいっさいがっさい、債権債務も全部この財産の中に入るはずよ。そうするっていうとね、この剰余金も本来からいっさい、新得町のものになるはずなんだ。その辺はどうなのかな、いや、私の解釈違うかしらんけど、と私は解釈するんだけども、その辺はどうなのかな。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。一切の財産の中には、今、金沢議員さんがおっしゃったように、決算も新得町が引き継ぎますので、剰余金があれば剰余金あったで、その財産の中に入りますので、特別書き出さなくても新得町が引き継ぐということになります。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） そうするとね、この第4番目のね剰余金の処分は構成町に、構成する町に配分するっていうことも必要なくなっちゃうわけさ。結局損した場合も、この前段のあれからいくとね、赤字になった場合はこれはもう新得でしょいなさいよっていうことなわけ。

逆に言えば、利益、それでもって決算剰余金がでたら、それは新得町のもんですよ

ていうのはね、この1番の解釈からいうとそうなると思うんだけどもね、いかがですか。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。剰余金のある場合、それから赤字って言うんですか、お金が決算の結果負債となった場合、それぞれ各町の今までの負担割合で、それぞれが負担するということになりますし、剰余金のあった場合は構成町にそれぞれ配分するということになります。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 私も衛生組合の議員でありますから、ここでとやかく言うことちょっとおかしいこともあるんですが、この財産というのは不動産及び固定資産だったような気も、括弧書きしてあったような気もするんですが、これだけではほんとうに金沢議員言われるように、これ固定資産もしくは不動産だと思っんですよ。このままだったらいろいろな解釈ができてしまうんでね、これは金沢さんの言う解釈で僕は間違いのないと思っんですよ。これは不動産もしくは固定資産なんですよ。その答弁では絶対成り立たない。おかしいんですよ。

---

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。

（宣告 11時31分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 11時36分）

---

議長（湯浅 亮君） ただいまのご質問に対し答弁者。助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えいたします。協議書の内容について、資料として2町にそれぞれ誤解のないようなかたちで添付をして、協議をするようにとり進めさせていただきたいと思っんです。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第63号 十勝環境複合事務組合への加入について

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第63号を議題といたします。十勝環境複合

事務組合への加入についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民生活課長、西浦 茂君。

[住民生活課長 西浦 茂君 登壇]

住民生活課長（西浦 茂君） 議案第63号、十勝環境複合事務組合への加入についてをご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、平成11年4月1日から、別紙規約により十勝環境複合事務組合に加入するものであります。

3枚目、裏にまいりまして、提案理由でございますけれども、西十勝環境衛生組合の解散に伴いまして、効率的なし尿処理業務を行うため、十勝環境複合事務組合に加入しようとするものであります。

次に別紙、十勝環境複合事務組合規約を御覧いただきたいと思います。

第1章の総則では組合の名称。組合を組織する地方公共団体。組合の共同処理する事務。組合の事務所の位置を定めております。

第2章組合の議会では、組合議会の組織及び議員の選挙。議長及び副議長の選任。それから組合議員の任期。特別議決。議会の事務局設置についてを定めております。

第3章組合の執行機関では、組織。役職員の選任、任期。執行機関の事務局。監査委員。監査委員の事務局の設置を定めております。

第4章の組合の経費では、組合の経費の支弁の方法についてを定めております。

附則といたしまして、この規約は平成11年4月1日から施行するとなっております。以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[住民生活課長 西浦 茂君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第64号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第11、議案第64号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民生活課長、西浦 茂君。

[住民生活課長 西浦 茂君 登壇]

住民生活課長（西浦 茂君） 議案第64号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の



一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

裏面にまいりまして、提案理由でございますが、西十勝環境衛生組合の解散に伴い、し尿処理等を各町が独自に処理するため、処理手数料を定めようとするものであります。

前ページの本文に戻りまして、各町で独自に処理するため新たに処理手数料を10条に決めました。処理手数料といたしまして、基本料金300リットルまで1千390円。超過料金300リットルを超えるものについては、1リットル当たり4円63銭でございます。料金につきましては現在の西十勝環境衛生組合の金額と同額といたしております。

附則といたしまして、この条例は平成11年4月1日から施行するものであります。

以上ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

[ 住民生活課長 西 浦 茂 君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第65号 町道の路線廃止及び認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第12、議案第65号、町道の路線廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長、村中隆雄君。

[ 建設課長 村 中 隆 雄 君 登壇 ]

建設課長（村中隆雄君） 議案第65号、町道の路線廃止及び認定についてご説明申し上げます。

裏面をお開き願いたいと思います。更に、次のページにつきましては資料でございます。青色の部分は廃止する路線、赤色の部分は認定する路線でございます。

廃止する路線といたしまして、下から2行目でございますが路線番号241番、福山西1線。図面番号3番。3番につきましては、JR根室線の上に架かる橋が老朽化で危険となり、橋を取り壊し通行不能となったものでございます。現在JRを含め、一般の通行がない路線でございます。

次の3路線につきましては、廃止後新たに延長を伸ばして認定をする路線でございます。

路線番号135番、緑町1丁目。図面番号1番でございます。

続きまして、路線番号221番、新得3号線。図面番号2番でございます。

次に路線番号252番、北新得14号線。図面番号4番でございます。

認定する路線といたしまして、下から4行目でございますが、路線番号221番、新得3号線。図面番号10番は、道営事業で新設されました道路でございます、隣の清水町の区域、275.4メートルにつきましては、清水町町議会から承諾をいただいております。

下から3行目でございますが、路線番号252番、北新得14号線。図面番号11番につきましても、道営事業で新設されました国道から東側の部分を含めまして認定するものでございます。

下から2行目、路線番号294番、新得3号分線。図面番号12番は、国営明きよの河川管理用として認定するものでございます。

一番下の、路線番号295番、藤越西通。図面番号13番は、号線用地でございます、河川管理用、生活道路として認定するものでございます。

次の5路線につきましては、公営住宅団地内道路及び生活道路として認定するものでございます。

一番上から、路線番号79番、新進北1条。図面番号は5番でございます。

次に、路線番号135番、緑町1丁目。図面番号は6番でございます。

次に、路線番号143番、緑町南通。図面番号7番でございます。

次に、路線番号144番、緑町仲通。図面番号8番でございます。

次に、路線番号145番、屈足柏町東6条。図面番号9番でございます。

なお、今回廃止する4路線の合計延長といたしまして、5,273.9メートル。認定する9路線といたしまして、合計延長は5,657.4メートル。差し引き414.3メートルの増加となります。

よろしくご審議お願いいたします。

[建設課長 村中隆雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、松尾為男君。

3番(松尾為男君) 説明ですね、ちょっと説明追加と言いますか教えてください。

認定する路線のですね、221番ですね路線番号。これは図面番号が10となっておりますし、294路線ですね、分線これは図面番号が12となっているんですが、これはこれでいいんですか。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、村中隆雄君。

建設課長(村中隆雄君) お答えいたします。路線番号221番の新得3号線は10番でございます、新得の西2線から国道を通りまして、国道38号線を横断いたしまして、更に国道38号線につながる路線でございます、図面番号10番でよろしいと思います。

それと、途中からこの明きよございまして12番と書いてございます。これは新得3号分線ということで、認定するものでございます。

議長(湯浅 亮君) ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第65号を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 3 議案第 6 6 号 平成 1 0 年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 3、議案第 6 6 号、平成 1 0 年度新得町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[ 助役 鈴木 政 輝 君 登壇 ]

助役（鈴木政輝君） 議案第 6 6 号、平成 1 0 年度新得町一般会計補正予算、第 5 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 , 4 6 5 万 7 千円を追加し、予算の総額を 8 7 億 2 , 6 2 4 万 3 千円とするものでございます。

第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表、債務負担行為補正によるものでございます。

1 0 ページ歳出をお開き願います。今回の補正ではさきほどご審議いただきました、職員の給与改定及び寒冷地手当の改定に伴う補正を各款で行っております。なお、人事異動に伴って増減した分も各款で調整をしています。

1 款、議会費では、北海道町村議会議長会の創立 5 0 周年記念事業に伴う負担金を計上しております。

1 1 ページ、2 款、総務費の住民活動費では寄附をいただきましたので夢基金の積み立てを計上しております。

1 2 ページ、選挙費では明年 4 月に行われる、知事及び道議会議員選挙の今年度分事務費を計上しております。

1 3 ページ、3 款、民生費の福祉対策費では総合相談窓口促進事業の道補助金が増額となりましたので、関連する事務費を増額しているほか、平成 1 2 年度から導入される介護保険事務の電算処理システム開発経費として委託料を計上しており、国の補助金を 2 分の 1 見込んでおります。

備品購入費では寄附をいただきましたので、在宅介護支援センター用備品の購入費を、また道の補助を受け共同作業所運営委員会への町補助金を増額しております。

1 5 ページ、4 款、衛生費の保健婦総務費では保健婦の産休に伴う代替賃金を計上しております。

1 6 ページ、清掃費では旧ごみ処理最終処分場環境対策工事の、実施設計委託料を計上しております。これは国の経済対策にかかる第一次補正予算を受け、先の第 4 回臨時町議会におきまして、処分場周辺の環境調査などにかかる予算の議決をいただき、調査を進めてきたところでございますが、調査の結果一定程度の汚染水拡散防止工事が必要と判断しましたので、その工事にかかる実施設計費を計上したものであります。

なお、今回の委託料に対し国庫補助金を 4 分の 1 見込んでおります。また、工事費につきましては内容や規模についてじゅうぶん検討を重ね、今後の町議会において補正予算を計上させていただきたいと考えております。

6 款の農林水産業費の農業振興費では、レディースファームスクール除雪にかかる報償費を委託料に組み替えているほか、次世代農業者支援融資事業の利子補給が生じるため予算を計上しております。

17 ページ、林業費では、有害鳥獣駆除事業につきまして、シカの捕獲頭数の増加により、委託料を増額しております。

8 款の土木費の住宅建設費では、公営住宅整備事業補助金の特例加算が決定しましたので、財源移動と事務費の補正をしております。

19 ページ、10 款、教育費では体育振興費のサッカー場整備事業と、20 ページ町民温水プール建設に伴う、町道南 2 丁目線改良舗装工事業の事業費が確定しましたので、予算の執行残をそれぞれ整理をしております。

前に戻りまして 6 ページ、歳入をお開き願います。

4 款、地方消費税交付金では、平成 9 年度新たに創設された地方消費税の平年ベース化に伴い、交付額の増額が見込まれますので補正をしております。

8 款、地方交付税では、今年度分の普通交付税が確定しましたので、全額計上しております。

11 款、使用料及び手数料では、町民温水プールの使用料を減額しております。

6 ページから 8 ページにかけての 12 款、国庫支出金、及び 13 款、道支出金につきましては、歳出のところでご説明いたしました事業にかかる補助金・委託金の補正と、国民健康保険基盤安定分にかかる、負担金の確定による補正でございます。

8 ページ、15 款、寄附金では、夢基金用として辻内倫節氏から、また社会福祉事業用として東京都の高橋渉氏から、それぞれの寄附がありましたので補正をしております。

16 款、繰入金では今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入を減額しております。

17 款、繰越金では前年度繰越金の補正でございます。

9 ページ、18 款、諸収入の雑入ではサホロリバーサイドパークゴルフ場のスコアカード売り払い代を減額しております。

4 ページをお開き願います。第 2 表、債務負担行為補正の追加として、大家畜経営活性化資金の融通に伴う利子補給を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[ 助役 鈴木 政輝 君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8 番、能登 裕君。

8 番（能登 裕君） 歳入の 6 ページなんですけど、町民温水プールの使用料の減額ですね、当初予算から見ていちおう 40 パーセントくらい少ない。これはいっぱい利用されたはずなんですけど、恐らくいろいろな各種団体、いろいろなスイミングの教室とか、そういう感じで恐らく利用されたかたが多いと思うんです。

ただ一般参加、料金が当初より減っているということは、見込みより減っているということは、一般参加、一般に利用する人の割合が当初の予測より少なかったと、これだけ見ると解釈するわけですが、一般利用者というのは何人。利用される料金を払ってですね、参加いわゆる利用されたかたは何人おられるのか。

それとですね、支出 15 ページですか、ごめんなさい 16 ページですね。旧ごみ処理の最終処分場の実施設計。環境対策実施設計なんですけど、これたいした、いちおう話で

は、いわゆるダイオキシンの一般的なダイオキシンの量はなかったと、今後対策しますよと。ただ、たいしたことはなくてもですね、やっぱりその量というのはどのぐらいかっていうのは、やっぱり公表すべきだと私は思うんですが、その公表というのは考えてられるのかどうか、この2点お願いします。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、赤木英俊君。

社会教育課長（赤木英俊君） お答えをいたします。

温水プールの利用状況なんですけれども、能登議員おっしゃったように、実はこれの予算の算出する段階ではですね、今年の場合は7月オープンだったものですから、正味約4か月間の使用だったんですけれども、いちおう3か月のシーズン券と全期間のシーズン券と2通り分かれていたものから、当初はですね全期間のシーズン券ということもですね、予算でみておりました。最終的には4か月なんですけれども、3か月のシーズン券を利用させていただいたかたにですね、4か月間を利用してもらうということになったものから、その辺で若干減ったものもあります。

それと、実際に一般のかたがたでですね、公認をして利用していただいた人数は1,765名でおりました。ちなみに申し上げますと、全体でですね、全体で有料で利用されたかたというのは、公認はですね2,516名になります。そしていろいろな水泳教室や社会教育団体のいろいろですね、利用している最終的にはですね、16,294名のかたに利用していただきましたんで、1日平均しますと148名の利用になっていると思います。以上です。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） お答えいたします。

ダイオキシンの関係の公表の関係なんですけど、ダイオキシンの公表に当たりましてはですね、あっちこっちの町村というんですか、近くであんまり観測をしたデータがあんまりありませんので、公表することによってその感じ方って言うんですか、比べるものがないんで、その辺がちょっと誤解を生む面もあるのかなって、いうふうには思うんですけれども、公表はしていくようにしたいというふう考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 町民プールの件なんですけど、やっぱり個人いわゆる個人とする支出が非常に低い。これはもうしょうがないかもしれませんが、私その関係でですね、自由にいつでも利用したいなと思う人がですね、こういう団体とかなんかに押されて、こだけ差がありますとね気まずい思いをしてですね、隅っこで小さくなってはないかと。1件私は実は聞いたことがあるんです、今日は団体、行っても使えませんというのは、実は聞いたことあるんですよ。

つまりこういう施設というのはですね、恐らくサッカー場もですねいろいろな全部設備施設そうですけれども、団体が使えれば自分や全部私らのもんだという感覚に、いつのまにか悪気はないんですよ、陥ってしまう傾向があるんですよ。

あんなの、実はあなたたちのものだけではなくて、町民全体のものですよっていう感覚をですね、やっぱり持ってもらわなかったら、普通の体育館もなにもそうですけれども、気軽に利用しようと思った人がいつもできない。こういう事態だけはやっぱり避けて、いくら個人で行く人が少なくても、避ける努力はしてもらいたい、こう思うんです。

それとですね、ダイオキシンの関係ですが、確かに大気ですね基準値はあるんですが、地面に入っているダイオキシンというか、ダイオキシンの測定日本の基準値はか

つてなかったんですよたしか。最近なんかちょっと、それが出来たという話をちょっと聞いたんですが、それに基づいて、なんとか比較するのが難しいというのであればですね、まさか先進、進んだドイツとかそういうものを比較すればかなり差があると思われるかもしれませんが、日本の基準が恐らく最近出来たということですから、それを参考にしながらですね、比較してみればいいなと私は思うんですがどうでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 社会教育課長、赤木英俊君。

社会教育課長（赤木英俊君） お答えをいたします。

プールはオープン以来ですね、いちおう一定の時間帯を専用に団体に使ったっていうの2回ありまして、それは町民の水泳大会、それから温水プールの水中運動会。その2回だけはですね、一定の時間帯専用で使いました。それ以外のいろいろな水泳協会、水泳少年団等で利用する団体、利用する場合はですね、他の一般のかたがた自由に利用できるコースはですね、必ず3コースと4コースは必ず空けておりますので、個人で利用するかたに不自由な思いをさせておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 住民生活課長、西浦 茂君。

住民生活課長（西浦 茂君） 今のダイオキシンの関係でございますけど、日本で最近都市地域での土壌ということで、数値としてはガイドラインなんですけれども、1,000ピコグラムっていうのが最近言われており、ガイドラインで定めようという動きがあります。

今の処理場を含めて付近のものの数値としては、これよりずっと低い、1の位の単位ですので、ただほかの周りの町村と比べてどうなんだっていうことを言われると、なかなかほかのデータがございませんので、難しいなということをお願いさせていただきます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

議長（湯浅 亮君） ここで、暫時休憩とさせていただきます。13時から再開とさせていただきます。

（宣告 12時07分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。18番、金沢議員の早退届け出がございました。

（宣告 13時00分）

---

日程第14 議案第67号 平成10年度新得町国民健康保険事業特別  
会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第14、議案第67号、平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第67号、平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,930万6千円を追加し、予算の総額を6億1,959万8千円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。

1款、総務費ではレセプトの共同電算処理件数の増加による委託料の増額をしております。

2款、保険給付費では退職被保険者の医療費及び療養費を実績見込みにより増額しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思えます。

2款、国庫支出金ではエイズ予防対策費として交付される特別調整交付金を増額しております。

3款、療養給付費交付金では退職被保険者の診療費及び療養費の伸びに伴い、交付金を増額しております。

7款、繰入金では今年度の額の確定に伴う保険基盤安定繰入金の増額と、今回の補正の財源調整のため、その他一般会計繰入金を減額しております。

8款、繰越金は前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第68号 平成10年度新得町公共下水道事業特別会計  
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第15、議案第68号、平成10年度新得町公共下水道事

業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第68号、平成10年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万4千円を追加し、予算の総額を5億9,205万8千円とするものでございます。

5ページをお開き願います。

1款、事業費の総務費では、職員の給与改定及び寒冷地手当の改定並びに人事異動に伴う補正でございます。

前のページに戻りまして、4ページの歳入を御覧いただきたいと思っております。

4款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため一般会計繰入金を増額しております。

5款、繰越金は前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第69号 平成10年度新得町水道事業会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第16、議案第69号、平成10年度新得町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第69号、平成10年度新得町水道事業会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第2条で水道事業会計予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予算額を補正するものでございます。

収入につきましては変更ございません。

支出につきましては、事業費で99万5千円を増額し、6,856万7千円とするものでございます。

2ページをお開き願います。第3条で予算第6条に定めた、議会の議決を経なければ流用することができないとする経費の予算額を、99万5千円補正するものでございま



す。

3ページにまいりまして、収入の変更はございません。  
支出であります、4ページをお開き願います。  
総係費につきまして、職員の給与改定及び人事異動による増額でございます。  
以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。  
よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 意見案第8号 地方事務官の地方公務員への身分移管を求める意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第17、意見案第8号、地方事務官の地方公務員への身分移管を求める意見書についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。よって意見案第8号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

---

#### 日程第18 意見案第9号 北海道開発庁の統合にかかわる意見書

議長(湯浅 亮君) 日程第18、意見案第9号、北海道開発庁の統合にかかわる意見書についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。よって意見案第9号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

---

### 休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、12月11日から12月17日までの7日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、12月11日から12月17日までの7日間、休会することに決しました。

---

### 散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 13時10分）

---

第 2 日

平成10年第4回  
新得町議会定例会（第2号）

平成10年12月18日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		一 般 質 問

○会議に付した事件

一 般 質 問

○出席議員（19人）

1 番 吉 川 幸 一 君(遅刻)	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君(遅刻)
15 番 竹 浦 隆 君	17 番 森 清 君
18 番 金 沢 静 雄 君	19 番 黒 沢 誠 君
20 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員	吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝 君
収 入 役	清 水 輝 男 君
総 務 課 長	畑 中 栄 和 君
企 画 調 整 課 長	長 尾 正 君

税	務	課	長	秋	山	秀	敏	君
住	民	生	活	西	浦	茂	君	君
保	健	福	祉	佐	々	木	裕	君
建	設	課	長	村	中	隆	雄	君
農	林	課	長	齊	藤	正	明	君
水	道	課	長	常	松	敏	昭	君
商	工	観	光	貴	戸	延	之	君
児	童	保	育	富	田	秋	彦	君
老	人	ホ	ム	長	尾	直	昭	君
屈	足	支	所	高	橋	昭	吾	君
庶	務	係	長	武	田	芳	秋	君
財	政	係	長	佐	藤	博	行	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君	
学	校	教	育	加	藤	健	治	君
社	会	教	育	赤	木	英	俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	隆	明	君
書			記	桑	野	恒	雄	君

---

## 開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日の遅刻届け出議員は1番、吉川幸一君、14番、宗像 一君の2人であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時01分）

---

## 日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

[ 9 番 川 見 久 雄 君 登 壇 ]

9番（川見久雄君）

### 1. 事業評価の取り組みについて

町は、来年度以降の予算編成に反映させるべく、管内の自治体では初めての町政全般にわたる効率的な施策展開や事務事業の見直しをねらいとして、事業評価「事業アセスメント」に着手する。したとの新聞報道がありました。

この事業アセスは、重要性・緊急性を判定基準とし、優先的な度合いによって、A・B・C・D、4段階のランク付け作業がされたようであり、既に最終的な評価がなされたものと思います。

私は、平成8年12月定例会での一般質問において、次年度の予算編成に向けての基本的なお考えをお尋ねした中で、会計年度を終え決算書を提出されるに当たって、まず、事務事業の効果を総括し、適正な自己評価を下し、これを決算参考資料にある「主要な施策の成果を説明する調書」等で明らかにする。つまり、報告すべきではないかと申し上げたところでありますが、そのことのご理解をいただき、効果報告をどのような手法でしていくか、じゅうぶん検討していきたいとのご答弁でありました。

早速と言いますか、翌9年、平成8年度の決算認定時における「主要な施策の成果を説明する調書」の中に、従来の「説明」の欄の次に、「事業効果の説明」欄が新しく設けられて今日に至っております。これを徹底することによって、予算を執行するうえで、また、予算を編成するうえにおいても、常に効果ある報告への意識、意欲というものがあるものと考えており、その素早い対応、取り組み姿勢について評価するところであります。

そこで、この事業アセスについて、新聞報道での情報しかございませんが、ただいま申し上げた「事業効果の説明」の作業は、活用するという点で、最終的に同じになるかとは思いますが、報告ということが主眼であり、スタート時点からやや趣を異にしてい

るのではないかと考えます。

そういったことで、あらためて事業アセス取り組みのねらい、判定というか、評価結果の内容及びそれを踏まえて、新聞報道にもありますように、たぶん、予算編成に向けてということになるものとは思いますが、どのような過程を経て進めていこうと考えておられるのか、まず、以上の点からお尋ねいたしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

[ 9 番 川 見 久 雄 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇 ]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町では、従来から行財政全般にわたって点検をしながら、行政コストの圧縮を図り行財政の効率的運営に努めてきているところであります。

最近の社会情勢の変化や、ますます多様化、高度化する住民ニーズへの対応と、一方では、景気低迷による税収の減少や、平成12年3月末で期限切れとなります過疎法の行方などを考えますと、今後の財政運営は急激にしかもたいへん厳しい状況が予測されるのであります。

このようなことから、役場内における行財政の効率的運営はもちろんであります、今後、ますます厳しさが予想されます財政に対応するため、町政運営にかかわる全事業について施策の必要性を判断する事業評価、いわゆる事業アセスメントを行うことにしたものであります。

この事業アセスメントは、平成10年度予算に計上いたしました全事業を対象といたしております。それぞれの課において個々の事務事業について、地域の発展に寄与する事業か、町が主体的に担うべき領域・分野の施策であるか、民間に移行することが適切ではないか。事業の持つ価値が変化し、必要性・妥当性・優先性が薄れていないかなどの視点から点検をし検討を行いました。

評価の方法といたしまして4段階に区分をしたところであります。

まずA評価は事業の重要性・緊急性が高く、優先的に実施すべきもの。

B評価は比較的優先的に実施すべきもの。

C評価は事業の廃止、見直し等を行うべきもの。

D評価は優先度の判定が困難な事業であります。廃止、見直しを必要とする事務事業の自己評定に加え、課にこだわらず全庁内的に改善提案することも同時に行ったところであります。

この結果といたしまして、対象とされた事業は947件となり、A評価は377件、B評価は337件、C評価は118件、D評価は115件に集約されたところであります。特に、廃止または見直しの対象となるC評価について主な内容を申し上げますと、各種協議会の組織運営等の見直しが9件、各種団体の上部団体等への加入の見直しは14件、使用料・手数料等受益者負担金の見直し11件、各種事業補助・運営補助の見直し20件、各種事業委託や川崎市民祭りの物販委託など16件、消防職員に貸与している制服更新期間の見直し、また物価モニター制度の見直しや町民交通傷害保険プレゼントのうち70歳以上の寝たきり者の見直し。また、お知らせ広報発行回数の見直しなどが対象とされたところであります。

今後は、町としてまとめました、事業アセスの内容について、まちづくり推進協議会

の各部会や役員会、また、議会の皆様のご意見をいただくとともに、関係する団体などに説明を行いじゅうぶんな理解と協力を得ながら、平成11年度予算に反映できるもの、あるいは、もう少し時間をかけて検討を要するもの、また、実施不可能なもの等に区分をし、取り進めていきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） 私は、かねがね行政の事務事業について、積極的な新規事業の展開とともに、一方において、先立つものが限られた財源であるだけに、政策の点検、既存の事務事業の見直しというか、効果への分析評価をすべきであり、なにごととも聖域化することなく、また、恒常的事業化しているものといえども、取捨選択する発想というか、勇気をもって臨むことも肝要であると申し上げてまいりました。

このことは、とりもなおさず、予算執行時の現場における効果向上への意識の高揚とともに、予算編成時においてもコストと効果に、よりきめ細かな配慮がなされていくものと考えからであります。

このたび、財政事情のいっそうの厳しさが予想されることが背景にあるかとはいえ、いち早く、本格的かつ大段的に事業アセスに取り組みられたということは、まことにタイムリーであり、評価の今後に向けての効果ある展開に重大な関心を持つとともに、大きな期待をかけるところであります。

しかし、この事業アセスは初めての試みであり、かつ、年度期間も半ばを過ぎた状況下にもあり、次年度から、その結果のすべてを実行に移すということにもならないのかもしれないかもしれません。ご答弁でも、直ちに実行に移せるもの、関係者・団体等との協議を要するもの、さらには、時間をかけて検討を要するもの等に分類をし、取り進めていきたいとのことであったかと思えます。

そのことについては、私は理解できるところでありますが、それはそれとして、この事業アセスの今後の取り組み姿勢というか、効果ある展開への手法について、少々、私なりの考えを申し述べさせていただき、それに対するお考えを、お尋ねいたしたいと思えます。

1点目は、事業アセスの継続についてであります。

このたびは、人件費を除く町政全般を対象にしたとのことではありますが、評価の対象範囲を重要項目だけに絞るかどうかは別として、せっかくの試みを一度きりで終わらせることなく、ぜひ、今後も続けていっていただきたいということでもあります。

次に、その評価の取りまとめを決算審査時までには終わらせるよう、作業を進められないかということでもあります。このことは、ご答弁でも事業アセスの内容について、まちづくり推進協議会等々のご意見をいただく、うんぬんとのことではありますが、この事業アセスは、予算を編成し執行する当事者の立場からの評価であり、あくまでも専門的とはいえ、内部的というか自己評価であります。

したがって、その内容を早く明らかにする。知らしめることによって、説明やそのご理解をいただく時間的な余裕も生まれてくると同時に、広く町民サイドからの別な視点、つまり、客観的評価も含めたご提言なり等々の収集の機会も多く、かつ、長くもてるのではないかということでもあります。立場が違えば評価の見方、仕方も違ってくるということでもあります。



町政に対する町民の関心度を高める、財政の実情も理解していただくといった意味からも、また、為政者と受益者との認識のずれ防止や町民のニーズをいかに把握し、政策選択に、企画立案に反映させるかが、町政に対する信頼度の高低、強弱にもつながるものであり、このような観点から、繰り返しになります事業アセスの継続と早期の取りまとめとともに、評価結果の公表と見直し策の明示、このことの説明や理解を深めていただくための機会、あるいは外部意見の受け入れ策について、どのようにお考えかをお尋ねして、さらなることは、この後の質問を予定されてるかたにお譲りすることとして再質問を終わります。よろしくお願いたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

最近の新聞のいろいろな報道の中で、国の財政状況に関連をいたしまして、地方財政にかかわる記事というのは非常に目に付くようになってきたかと考えております。そうした一連の動きを見ておりまして、私どもは以前からそうした厳しさを増すということは、じゅうぶん認識をしながら行政の運営に今日までも努めてきたつもりであります。私どもの予想を超えてですね、非常にこの加速度的に、そうした天下の経済情勢というものが、厳しさを増してきたということが言えるのではないかと考えております。

そうした中にありまして、やはり私どもが進めている行政全般にわたりまして、いわゆるこのスクラップアンドビルドと言いましょか、時代のすう勢に合わせてですね、必要な施策として当然展開しなければならないものは積極的に進めていくわけですが、その反面、やはり恒常的なあるいは経常的な、そういうものについては、やはり思い切った見直しを進めていくというふうな視点から、今回の事業アセスに取り組んだしいであります。

そうしたこの取り組みを通してですね、一つには私どもやはり職員の意識改革というものもその中に求めていっているわけでありまして、また、住民に対してもですねそうした置かれている状況というものを、あらためて認識をしていただくという両面の効果も含めて、この事業に取り組んできたわけでありまして。

そこで、ただいまご質問にありました、このアセスの継続をどうするかと、こういうご質問であったかと思いますが、私はこれは将来に向かってですね、やはり断続的に取り組んでいくべきものであるとこのように考えております。したがって、今年とりあえずそうしたかたちで、一つの整理を今しつつあるところでありまして、それが一挙に解決するものではありませんし、また、性急にですね住民の皆様がたの理解がないままにこれを押し切っていくことにはならないかと考えております。

したがって、いろいろな面で理解を深めるためのコンセンサスを得るための努力というものを、これからしていきたいと考えているところであります。当然その結果として、平成11年度の予算編成に反映できるものがあれば、少しでもですね反映をする努力をしてその効果を収めていきたいと考えているところであります。

また、その時期をですね決算審査の前といいましょか、もっと早くやるべきではないかというご質問でありました。私も正にただいま川見議員がご質問のとおりだと考えておりまして、ただ今回については私ども内部的にいろいろな検討を重ねてですね、それはやはり少しでも早く踏み切るべきだと、1年見送るよりもですね、遅くなったとしても早く取り組んだほうが良いと判断をいたしまして、この時期に至ったわけでありまして。

しかし、そうした全体的な合意を得るためにも、やはり早い時点から取り組んで、そのうえで理解を求めながら予算に反映していくというのが、これが極めて理想的だと考えておりますので、次年度以降の参考にさせていただきたいと考えております。

また、結果の公表の問題であります。これはできるだけオープンにして、多くの町民の皆様がたに知らしめながら、そしてまた全体的な理解を求めていくという立場からでもありますね、そのように取り組んでいきたいと考えております。

また、全体的な町の行政の課題について、まちづくり推進協議会という大きな組織も抱えておりますので、そうしたところでの意見も求めていきたいと同時に、関係する団体なりそうしたところとのコンセンサスも取る努力もしながら、見直すべきものについては見直しを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[ 8 番 能 登 裕 君 登 壇 ]

8番（能登 裕君）

1．平成11年度の町予算の考え方について

私は、2点についてお伺いいたします。

1点目は新得町の平成11年度予算の考え方についてであります。平成11年度以降の地方財政は、景気の低迷による自主財源の減少や地方交付税の減額、多額の赤字国債の発行等の国策のあおりを受け厳しい状況が予測されております。平成11年度においては地方交付税の1割カットという考え方があるようで、我が町では約4億円の減額になることが推測されているのであります。

このことを受けて、町は新得町版「時のアセス」と称して、事業の見直しを図っているようですが、残念ながら議会への周知は、正式には今本会議初日の町長の行政報告で少し述べられたのみであります。つい先日、町の広報誌で事業アセスメントの概要が紹介されましたが、新聞報道が先行し、また新聞報道のみの情報しか分からないというのが、それまでの議員の実情であります。北海道で行った「時のアセス」も、毎日のように新聞紙上をにぎわせるほどの道民の関心事でありました。同じように、新得町のような小さな自治体においても、新得版「時のアセス」は町民の関心事でもあります。当然町民の関心事は、議会の関心事でもあります。

町は事業にランク付けをし、廃止を含め見直しを図った事業、その他の事業の概要、アセスの考え方などを議会に報告し、意見を聴く機会を設けてしかるべきと思われませんが、その時期はいつなのかお伺いいたします。

報道によりますと、Cランクと称される事業は、事業効果の少ないものとされておりますが、効果が即現れないソフト事業の多い教育や福祉にしわ寄せが来ることが懸念されるのであります。この点についてもお伺いいたします。

また、特に平成11年度予算のように、事業を見直し予算規模の縮小を前提とした予算作成においては、町民に対して予算の公平化がより強く求められるのであります。事業の見直しや予算配分の考え方によっては、町の予算の恩恵を受けるチャンスの少ない町民層は、より不公平感を抱くことになるのであります。実際は、このような町民層が最も多く、また、縁の下の力持ちとして新得町を支えているのであります。予算編成に

において町は絶対に忘れてはならないことであります。

このような町民層のかたが不公平感や不安を抱くことなく、新得町で生活を送ることができるための予算編成をすべきであります。それには、高齢者や障害者が安心できる福祉予算の充実、その他、さまざまな福祉政策の充実、また、子どもには教育費や民生費の予算充実を図ることでもあります。福祉や教育の充実は、社会資本の整備の充実と並び公平性も高く、住民に最も身近な予算であります。予算規模の減少が予測されている中でも、福祉や教育に対する予算はじゅうぶんに措置していくべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

## 2. 義務教育におけるゆとりの教育について

2点目は、義務教育におけるゆとりの教育についてであります。先般、文部省から学校の完全週5日制を視野に入れた、新しい学習指導要領が発表されました。さまざまな取り組みや、教育内容の変更などが盛り込まれております。特に児童・生徒に対して、基本的にはゆとりを重視した学習指導要領であります。また、平成9年6月には、国連子どもの権利委員会から日本政府に対し、20項目にも及ぶ改善勧告をされております。その中でも、極度に競争的な教育制度のもたらすストレスによる発達ゆがみ、余暇、遊びなどの欠如。不登校児童・生徒の膨大さが指摘され、改善するよう勧告をされております。その他、日本政府が子どもの権利条約に基づき国連に提出した政府報告書や、国連子どもの権利委員会の審査報告書を出版し、公衆一般に広く利用可能にすることを勧告されているにもかかわらず、無視しているのが現実であります。

そのためかどうか分かりませんが、新得町内の学校の教育方針や、子どもの指導の中で「ゆとり」という言葉が一言も書かれておらず、子ども期の遊びや余暇の重要性を認識していないように思えてならないのであります。認識していたとしても、学校の教育目標や、社会の風潮、親の利益といったほかの要素が優先的に考慮されているのが現実であります。

子ども期の遊びは、人間の生涯において、自らの人間性・社会性・創造性の形成に大きな影響力を持つと言われております。子どもの遊びは、子どもの本能的な欲求であり、子どもの潜在能力を発達させていくうえで不可欠なものであります。遊びは、子どもの自己の実現の場であり、行動を通しての学習の過程であり、意見表明と社会参加の営みであります。遊びの中から心身を発達させたり、想像力を豊かにしたり、社会性を練り上げ思いやりの心を育てるのであります。残念ながら、日本のゆとりのない教育制度や社会の風潮が、子どものストレスを生み出していると指摘されております。

また、時間や心のゆとりは児童・生徒だけでなく、教師にとっても必要不可欠なものであり、教師の過労死や燃え尽き症候群と呼ばれる現象も増え続けております。早く解消すべきだと思うのですが、国や社会の現象の問題がたぶんもあり、現実問題として難しいのであります。

しかし、小さなことでも自治体でできることは、積極的に改善していくべきであります。教師のゆとりの解消として、事務処理や官制研修を軽減することはできないのかどうか。教師の運動会は、ゆっくりと楽しんでもらうために休日に行うよう指導できないのか、お伺いいたします。

また、教師や生徒のゆとりの時間を確保するために、必修ではないが、かなりの率で子どもが参加している部活動の活動時間を、軽減するような指導をしてはどうか。この点についてもお伺いいたします。

また、一方では心のゆとりとして、伸び伸びとした学校生活を送れる心の環境を整備することが望まれるのであります。現在、日本の子どもは極度に競争的な教育制度によるストレスに加え、勝利至上主義としか思えない部活動への参加、内申点の向上のための部活動や生徒会活動、ボランティア活動への参加、また内申点を気にするあまりに意見表明の制限など、よい子を演じる競争を強いられております。そのことから生み出されるストレスは、いじめや不登校の要因になっていると指摘されております。子どもは、必要以上に内申書を気にする傾向にあり、そのことは決して子どもの成長にプラスにはならないのであります。内申書という圧力を少しでも解消するためにも、個人情報保護制度を設け、内申書の公開に踏み切るべきであります。

伸び伸びとした学校生活においては、校則の在り方にも問題が残るのであります。校則はある意味で道徳教育の場であり、人権教育の場でもあります。決して子どもを管理するための校則ではあってはならないし、また、各家庭で道徳や人権教育がなされているのであれば不要なものであります。

しかし、現実には、教師の意見が強く反映された校則が存在しているのであります。校則を決める際には、生徒会・PTAの意見をじゅうぶん反映させるよう指導しているのかどうか。お伺いいたします。

なお、平成14年度より完全学校週5日制が導入される予定になっております。教育委員会や各学校でもさまざまな対応を模索しておられると思いますが、私は休日が増えることにより管理の継続をするのではなく、子どもの成長にとって最も重要である、余暇や遊びを考慮した対応をすべきだと考えております。教育委員長の見解をお伺いいたします。

[ 8 番 能 登 裕 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇 ]

町長（斉藤敏雄君） 第1点目の平成11年度の町予算の考え方につきまして、ご答弁を申し上げます。

ただいま、能登議員のご指摘のように平成11年度の地方財政は、減収や地方交付税の削減でたいへん厳しいものが予測されているところであります。現在伝えられている情報によりますと、地方交付税では出口ベースで10.6パーセントの減額と言われております。

また、本年度の地方交付税の状況は、特別交付税はまだ確定しておりませんが、普通交付税だけで比較をいたしてみますと、全国平均の出口ベースでは4.6パーセントの増額となっておりますが、本町におきましては0.9パーセントの伸びにとどまっている状況でございます。これから推定いたしますと、平成11年度は本年度と比較いたしまして、4億円から6億円程度の減額となることも想定しているところであります。

交付税が大幅に削減になりますと、地方自治体の存続にかかわる重大な問題でありますので、今後、地方財政の確立に向けた運動を強めていかなければならないと考えているところであります。

次に、アセスメント事業に対しての議会へのご説明の件であります。さきほどの川見議員のご質問にもお答えいたしましたように、別にその機会を設けていきたいと考えております。

また、アセスメント事業によりまして、教育や福祉にしわ寄せが出るのではないかと

のご質問でありますけれども、このアセスメント事業は所管課の評価を尊重する中で、本町の事業全般を公平に評価をかけておりますので、特定の課にそのしわ寄せがいくというふうなことは避けていかなければならないと考えております。

また、公平感を保つために教育や福祉予算を充実してはどうかとのご質問でありますけれども、町の予算編成といたしましては、その年度にどうしてもやらなければならないもの、また、政策的に力を入れなければならないものというふうなことがございますので、全歳出を均等に配分するという性格のものではないと考えております。

また、教育や福祉の予算を仮に増額したといたしましても、そうした均等性というか、そういうことには必ずしもなっていないのではないかと考えているところでありまして、その点についてはご理解を賜りたいと考えております。

2点目の問題につきましては、教育委員長のほうからご答弁をさせていただきます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長(高久教雄君) 能登議員のご質問にお答えをいたします。

去る11月18日、文部省から平成14年度からの学校週5日制完全実施に対応し、幼稚園から中学校までの教育内容を全面的に改訂する新しい学習指導要領案が公表されたところでございます。

新しい学習指導要領案は「生きる力の育成と各学校の創意工夫を生かした教育」を目指すことを基本に、「ゆとり」のある教育の実現のため、授業時間を週当たり2時間削減し、教育内容を厳選、基礎・基本を徹底的に学ばせることとし、算数・数学・理科を中心に内容が3割から4割ほど削減されるのが最大の特徴となっております。

また、学校が自由にカリキュラム編成できる「総合的な学習の時間」が新設されるなど、知識偏重の教育から、自ら学び考え解決する教育への転換を目指すこととされており、これらの実現のためには、教育現場の主体性と指導方法の工夫がこれまで以上に求められます。社会全体の意識が変わらなければ「ゆとり」を生むのは難しいとの指摘もございますが、各種の研修は教師の指導力向上のためにも、必要あるものと思料いたしているところでございます。

教師の運動会いわゆる教職員体育大会は、教職員の福利厚生事業の一環として実施しているところでございますが、本町では平日の午後開催となっており、平日の授業時間を削減しての開催は時代のすう勢もあり、改善に向け話し合いを進めてまいりたいと考えております。

2点目の部活動時間の軽減でございますが、現在、児童・生徒全員が参加し、学校の教育課程の一環として行われています特別活動のクラブ活動が中学校では廃止をされ、部活動だけとなります。

部活動は生徒の人格形成上重要な役割を果たすものであり、特別活動の時間が短縮されることが予想されますが、体育系・文化系とも参加希望する生徒の意向を尊重しながら学校の計画する教育活動として実施されるべきものと考えております。

第3点目の個人情報保護制度による内申書の公開でございますが、昨年定例第3回で一般質問がございまして、教育委員会といたしまして学校現場と話し合いを進めてまいったところでございますが、その内容としましては、学校長会議などでも話題としておりますが、開示による評価の公正さと客観性の確保、本人に対する教育上の影響などの

問題発生が懸念されること、全国的にも大きく前進していないことなどから慎重であります。したがって、引き続き社会的情勢を踏まえながら教育指導と教育評価の在り方などについて研究、現場での共通理解に努めていきたいと考えております。

4点目の校則の指導でございますが、校則は各学校が在籍する児童・生徒の健やかな成長を願い、各学校の実情に沿って自主的に制定されるべきものと認識いたしております。その制定に当たっては広く関係者の意見を聴きながら、時代に沿った内容となるよう教育委員会としては、現場への行政の介入にならないような範囲で指導をしていかなければなりませんけれども、この間、それぞれの学校の校長先生がたと会う機会がございますして、このことについてお尋ねをしたところ、小学校では校則がないとのことであります。中学校も校則はないけれども、生徒心得ということで日常生活にかかわる基本的なものを定め、それも何年かに一度、父母並びに児童から意見を聴きながら、修正を加えながら実施をしておるといふ状況であるとのお答えでございました。

次に、最後になりますけれども、学校週5日制の対応の模索であります。新しい学習指導要領は、12月14日官報告示となりました。14年度まで地ならしとして12年度から移行措置に入ることになり、この期間の教育内容は、来年3月にも告示される予定であります。総合的学習などは先取りして準備していく必要がございます。

また、土曜日・日曜日は、その趣旨からも学校外での多様で豊かな生活体験・自然体験・社会体験をさせることが望まれますので、家庭や地域社会における場や機会の充実についても促していかなければならないと考えております。

連続した休日確保されることは、保護者とのかわりが深くますます家庭が重要な役割を持つこととなりますので、開かれた学校づくりを進めながら理解と協力を求めてまいりたいと考えておるわけでございます。ご理解のほどをお願い申し上げます。

[教育委員長 高久 教雄 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 平成11年度の予算とアセスに関しては、先に議員がけっこう詳しく言いたいことを言ってくれましたので、たいしてないんですがね、ただ議会に報告すると、これももちろん当然僕はあたりまえのことだと思っておりますし、さきほど申されましたけれども、行政の考え方、議会っていうのは町民の考え方を代弁しているものですから、それは当然やってしかるべき。

ただですね、今までの経緯から見ますとね、たぶん議員協議会でポンとその資料を出してくるんじゃないかなと。あの時点でですね、急にあの書類をドンと出されて、判断して意見言ってくださいというのは、これはちょっと不可能な、私はおまえがばかと言われればそれはそうかもしれませんが、ちょっと不可能だと思うんですよ。それやるにしてもですね、考える時間が欲しいと、事前資料配布そういうものをやっぱり考えてほしいと。正しい意見を聴こうと思えばですね、やっぱりそういう配慮がやっぱり必要だと思うんですよ、その点まず1点ですね。

それから、問題Cランクだけが実は問題ではないのですね、アセスっていうのはですね、全部含めて考えるものでありますから。ただこれも推測でですね非常に申し訳ない質問だったと思うんです。ただ悲しいかな資料がないから、資料がないもんだから推測でしか話できないという現実です。ソフト事業の教育・福祉っていうのは、ほんとうに目立たないんですよ。でも新得町を育てる、私は農作物に例えれば種だと思うんですよ。これは種を植えなかつたら植物育ちませんから、その辺の配慮っていうのはですね、

これ関係機関とかなり議員も含めてですね、どれが大事かって言うのは、僕かなり違うと思うのですね。事業予算上の悩み、効果あるのかないのかっていうのとね、目に見えないものの効果って言うのは、これ非常に難しいと思うんですよ。

それも配慮していくべきだと思いますし、公平化でうんぬんと町長ちょっと申されてましたけども、あの福祉・教育の予算、町長、議会です、町長はですね所信表明演説で、行政は住民の福祉をやるのが第一目的なんだと、確かにいいこと言いましたよねそのとおりで、私もそのとおりだと思いますし、ただ今まで右肩上がりの予算の中ではですね、余り目立たないんですよ、なにかベースがあって上がっていくという、今回やっぱり現実的に下がるわけですし、だれも事業見直しに対して反対する人はだれもいない。あたりまえ、当然のことです。意義あるべきことだと思いますし、ただウエートどこに置くかっていう、これ大きなポイントになると思うんですよ。

ただ、今までの例から見ますとね、割に、失礼な言葉になるかもしれませんが、目立つところが多かったところに金が入るとか、実際、中間層などにも恩恵、まあ受けているんですよ、受けているんですよ。受けているんですけども、見えることの少ない中間層、ほんとうプールができて行く機会もない、パークができて行く機会がない。ただ働くだけが丁度ぐらいの、だけしか時間のない人。町にいろいろな会合を開いてもですね、参加する時間もない、ただ働くだけ、そういう人けっこういるんですよ。

実際そう言う人の声っていうのはまちづくり推進協議会の中でも聞こえない。だってそれは昼やりますから。そして町からは、ほとんどやってくれないかって委嘱する。委嘱して公募は2、3名いると思いますが、だいたいがそんな、まあ悪く言いますと、行ける都合のいい人を呼ぶわけですから、それは考え方がかなり違うと、ずれて当然なんですよ。

だからその人たちもですね、なぜいっしょうけんめい働いても町にそういう不公平・不平・不満あるかないか分かりませんが、あったとしてもやれる方法って言うのがですね、自分たちが年をとってもなんとか安心して暮らせる町だなど、自分は直接なにも町の恩恵も少ないかもしれないけども、子どもに対しては安心してここの町は預けられるなどそういうものがあるから、いっしょうけんめい働いてここの町に残り縁の下の力持ちになっていると思うんですよ。そういう人っていうのは、役場の職員も含めてけっこういると思うんです。ちよくちよく職員の経験あってですから、ほんとうに働くだけの人生しかなかったかもしれないです、その時代っていうのはですね。でもなぜやれるかって、そういうものがあるからいっしょうけんめい働けるわけですよ。

どっかの団体だったらこれやるから予算よこせ、どっからかで予算よこせ、これ利子借りたから利子補給しろと、そういうそぶり利子補給とかなんもないですよ、ただ働くだけなんですよ。ちょっと遅れたらせきたてられて取られるだけで、そういう不公平感というのは持っているんですよみんな。大きな団体ほど利子補給つくんですよ、そうでない人なんもつかないんですよ、利子補給どころかその辺の不公平感というのは気付いてないと思うんですよ。

その辺やっぱり考慮してね、予算編成はこれから規模が少なくなればなるほど、片寄っちゃうと、片寄っちゃうというか、一方に、確かに政策上の問題があっても力入れなければならぬことっていうのはね、僕も理解するし絶対必要だと思います。思いますけれども、絶対に縁の下の力持ちっていうのは、予算編成上忘れてはならぬと僕は思うんです。これは予算のことはですね、前回、前質問で答えてもらっているからいいです

が、以上答弁をお願いします。

それと次、難しい教育の問題なんですが、教育の問題っていうのは教育長も自ら言われたように、この国の問題とか社会の風潮というのは、非常に多くて酷な質問だということ私も実は分かっているんです。分かっているんですが、当然やっぱりやれるべきことはやってほしいと、可能な限りですね。

難しい問題言いましたけれども、項目的に今言いますと、教師のゆとりですね。まず1番目に事務処理を減らせないかっていうことを言ったわけですが、教師の話も聞いてますとね、ひどい話こんな部分あってもだめなんですけれどもね、ほんとう忙しいみたいですね、試験している間になんか事務処理をして、なんかしているとかさ。それは学校のどうしようもないものだったらいけども、どうしようもないまだ分からないことでもないけれどもね、地域の関連の仕事とか、PTAの仕事とか、やっぱりどうしてもこれ減らせば減らせるんじゃないのかなと、僕は教師もっとゆとりを持ってほしいなと思うわけですよ。

それでですね、僕はもう言ってもしょうがないからアンケート結果を探したんですよ、これは全日本教育教職員組合、いわゆる組合が言っていることなんですよ、アンケートかなり多い。教員をやめたいときがよくあると、ときどきあるっていう人が58.1パーセントなんですよ、これ93年のちょっと古いですけどもね、58パーセントもいるんですよ。そしてね理由はね、多忙だということですよ、66.7パーセント。身が持たない、42.3パーセント。思うような教育ができない、49.2パーセント。これすごい比率なんですよ。それでゆとりがあればなにをやりたいかという質問もしているんですよ、62.3パーセントの人がですね、授業の準備や整理がしたいと、60.6パーセントの人が子どもたちと触れ合いたいと。実質的な研修ってけっこう多いんですよ。実質的な研修なんですよ、要するに勉強したいと、それが57.4パーセント。

それ逆もあるんですね、できれば減らす、減らしたいこと。事務処理43.7パーセント。驚くことに官制研修なんですよ、要するに上から言われた研修なんですよ、43.9パーセント。これを見ると、上から言われる研修というのはほんとうに教師のかたがですね今ほんとうに知りたい、勉強したいということとかけ離れたものを、やれやれやれやれってことなんですよ。教師は勉強したい、上から言われたものは無意味だと、こういう結果なんですよ。だからなにも教師は勉強したくないわけですよ。したいんだけど、実情に合っていないことを押しつけられているんだから、ということなんですよ。担当時間数減らしたということは、これは国策でこれどうにもなんないんですけども、そういうのが36.2パーセント、こうあるんですよ。こういうこと考えますとね、予算の関係あるから自主研修の場合は自分の金で出せっていうことになるんですが、先日も公務員の給料高い高いと言われてましたけれども、教員はそれ以上に高いわけですから、その辺も含めたものが給与、教員の給与ということでご理解をしてほしいな、こう思う。

それで後はですね、運動会の平日、これは話し合う。まあ、話し合ってもらいたい。不思議なんですね、さっきのアンケートから見ると。あなたたち組合の人がですね、時間があったら子どもたちとの触れ合いをしたいと言っている、大多数の人が。触れ合いをしたいと言いながら、平日やっている。全く、なんかよく分かんないですよ。

僕もサラリーマンの経験あるんですがそういうもの日中にやった記憶が1つもない。全部日曜日。昔、土曜日全部休みでないときはですね、そういうこともあったかも。



今は隔週2日になって今度から完全土曜日休みになると、時代が変わってきても同じだよと。これからですね、既成事実とかですねそんなものですね、既得権とか、そんなもん振り回したってどうしようもないと思うんです、こんだけ変わってきたら。これは、やっぱりつめていくべきだと思うんですよ。けっこうですね、父母保護者からの不平も不満も実は抱いている部分なんですよ、これ。

それからですね、これも部活のことなんですが、確かに部活は正規の教育課程ではありません。ないんですが、やっぱり学校教育法の施行規則で、部活を一番に位置付けしているんですよ。さっきも申されましたけれども、学校管理下で計画し実施する教育活動と、しかし正規の教育活動ではないよと。責任や計画は全部学校でやって、でも、教育正規のではないんだよと。でも現実的にはね現実的にはさきほどクラブ活動、クラブ活動をやめて振り替えることによってその単位は修得したことにしますよ、これ現実に行っていることなんですよ。

ということは、ほぼもう全員参加でありましてね、それで今までのクラブ活動というのは、スポーツ面にしろ文化面にしろ、親しむ楽しむ、いわゆる教育的配慮がなされていたわけ、部活ってというのは現実を見ますとどうしても勝利至上主義、勝つことを目的とする。それは子どももうれしい親もうれしい地域もうれしい、ガンバレガンバレって。私も経験ありますからそれは勝つことはうれしい、それは分かります。分かりますがほんとうに教育ってそんなものかなと、勝つだけ勝つことを目的にしていることがすごくストレスがたまっていると言われていたんですよ。

また、これはアンケートなにも反論がないようにアンケートで私は押えます。中学のですね、男子83パーセントこれ全国アンケートです、これ文部省の調査です。83パーセントなんですよ、それでですねこれが問題なんです。部活動をやると入試に有利と考える中学生が86パーセントなんですよ、86パーセント。ほんとうにスポーツやりたいのと勘違いする部分があるんですね、やっていけばね。これ認識しているんですよ、部活動のためにやっているんですよ、それもほとんど体育。

またこれアンケート取っているんですよ、これスポーツドクターにも聞いているんですよ。中学生の部活の体に対する一番いい日数は何日かと、60パーセント以上ですよ、ねスポーツドクターがですね、部活動活動の日数は週3日から4日がいいと、それ以上超えると子どもに身体的なですね害を与えると、こう言っているんですよ。現実はどうなのか、毎日、うちの子ども経験あります。毎日、土日も行っている。ひどいとき朝練も行っている。これで教育的配慮かどうか、これもなんのためにやっているか、学校がこれで優勝すれば、名前が上がる。地域がいい、子どもがいい。これ子どもの健康のこと完全に考えていない。今のプロ野球でもそうですよ。高校でいっしょうけんめいやってきた選手、その場はいいですけども、もう使えないだろうと言われていたんですよ、何年も、もう子どものときにやられ過ぎて。そういう状況なんですよ、全然認識してないんじゃないかと思うんです。

やっぱり私、部活動はね結果として勝てばいい。結果として勝てばいいことですよ。その辺のやっぱり今度から5日制になってそういうことクラブ活動から部活に移行され、ということは勝利至上主義というのはどうしても浮上してくるんですよ。そうなったときに、そういう配慮は忘れるんじゃないかと、ということです。

それでですね、個人情報保護制度による内申書の公開。学校はねやりたくないっていうのは、気持ちは分かるんです。客観的にね客観的に見られないと、これは見られてい

ない子どもはどう思うんですかこれ、もっと被害受けるわけですよ見られていない、できないしてない、そういうことができないからやれないって言うわけでしょう。たいへんなことでしょう。じゃあそういう判断され、客観的に見られていない子どもが判断されるわけですから、裏返せばたいへんなことですよこれ、本人、教師そう言っているんだから。私はですね教師は教育のプロだからちゃんと見てるって思っていた。ちゃんと見てないって言っているんですそれ。ちゃんと見ていないものを子どもに判断さず、これはものすごくおかしい問題なんですそれ。

昔ね、記憶にあると思いますけれども、教員がですね勤務評定反対ってね、さわいだことありますよね、なにかって自分たちの評価してほしいくない。客観的に見られないものをですね分からない人が判断をするって言うのは教育するのに非常に困る。同じようなこと子どもにやっているんだからそれ、もう話が矛盾してしょうがないですよ。自分たちはそういうことされるのはいやだと、実はやっているわけですよ。僕は、だれもやめるとは言わないですよ、内申書付けるのやめると言っていないですよ。見る全部の人だって言っていないですよ、要求のある人が見ればいいと言っているわけですよ。それだけの話なの。なんかどうも理解できないっていうのかな、自分たちがいやで子どもたちにはやるって、そういう論理というのはどうもおかしくてならないです。

それでですね、校則は新得の場合ははっきり言ってゆるいと思います。ただ、制服の問題とかそんなの残りますけれども。ただ、制服の問題というの非常に父母負担が大きいことでね、強制ではないと言いながらも現実には強制でしてね、実際私が着ている背広1万円そこそこのどっかの安いところで買ったとしても、子どもは何万円もかかるわけですよ。何万円。それも別に自由にしろとは言いませんけれども、昔はですね軍隊であっても強制のものは全部、強制する以上配給はあったんですよ。そのくらい父母負担というのはたいへんなもので、あっちこっち古いのないか古いのないかって探しているのが現実なんですよね。

遊び余暇の重要性、これも私が言うまでもなく教育っていうのは言われたとおりでありまして、余暇の大事さっていうのはですね、これは論理ではなくて社会風潮の問題だからね、これ以上申しませんが、ただいじめとの関係とか非常に出て来ることは出て来るんですよ。子どものゆとりに関してですね、またアンケートを取っているんですよ。忙しいって思っている人59.8パーセントなんです。それでとても疲れている66.5パーセント。なんとなくイライラするって49.4パーセント。このくらいやっぱり子どもは酷なんです。

それでいじめをしたことのある子どもに対してもアンケート取ったんですよ。忙しいって、いじめをしたこと、68.5パーセント。とても疲れている75.5パーセント。なんとなくイライラする60.4パーセント。要するにストレスがたまっている人のほうがいじめをしているんですよ、結果として。だからね、やっぱりゆとりっていうのがどれだけ大事かっていうのを、認識すべきだと思うんですよ。

そして、不登校っていうのは今いちおう8万人いると言われているんですよ。8万人。そのものは文部省の調査ですけども、8万人っていったって、それは30日以上学校嫌いっていうやつで、嫌いで欠席した人のですね、図書館の中へ行ってとか、保健室の中へ行ってとか、校門ちょっとたたいてとか、1時間行って帰ったとか、そんなの全然含まれてないですね。実質的には4倍から5倍はいると。ただ学校に行っても、精神的な不登校、学校拒否っていうのは7割から8割いるだろうという指摘をする専門家も

いるんですよ。そのぐらい圧迫してますし、文部省もいみじくも自ら、登校拒否はだれでもなりえると、これを言ってましたのは、91年だったと思いますけれども、ちょっと年代忘れたかな。と言ってますけれども。

ということは、昔は各家庭に問題、個人に問題ありとされていたものが、だれでもありえるってことは、全部学校に大きな要因があるってことなんですよ。だからその辺を改善、せめてですね新得町でできることは改善していくべきだと思うんですが、どうでしょうか。

---

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をとりたいと思います。25分まで休憩とさせていただきます。

（宣告 11時09分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 11時26分）

---

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

まず、私どもが取り組みました事業アセスについては、基本的に能登議員にもご理解いただいたと考えているところであります。それからお話しございました、議会への報告なり説明という問題でありまして、これは別に日を改めてですね、説明をさせていただく機会を作りたいと考えております。

また、若干それに向けた手続きって言いましょうか、整理が残っておりますので、そうした場面を経て議会のほうにもできれば4月中にはですね、ご説明を申し上げていきたい。その際にはやはり、住民の立場からの議員の皆様がたからのご意見も聴かせていただきたいと考えているところであります。

そうした最終的な手続きを経て、最終的な予算編成の中でそれを具現化していくというふうにしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、取り組んだ初年度目でありまして、まだじゅうぶんに、住民の皆様がたの理解を得れる段階には至っていないとも考えておりますので、したがって初年度目からですね、大幅な見直しをすることにはならないのではないかという感触を持っております。明年度以降さきほども申し上げましたように、今後とも断続的な見直しを進めていきたいと考えておりますので、そうした中で必要な見直しをかけていきたいと思っております。

それからまた、今回のアセスの取り組みにつきましては、あくまでも全体的な見直しでありまして、特定の意図を持ってですねどっかの分野をとかということは、全く考えておりません。したがって、そうした面でその事業アセスについてのご理解をひとつ賜りたいと思っております。

また福祉にかかわって、私の一番最初の基本的な姿勢がそうした社会福祉を重視するというふうな意味合いの話があったという、確かお話しがあったかなと思いますけれども、私は決して言い逃れをしたりするわけではありませんけれども、地方自治の原点というのは住民福祉の向上なんだと、確かこう申し上げたつもりであります。

したがって住民福祉っていうのは広い意味でのですね、一人ひとりの住民の福祉が向

上するという視点でありまして、それには当然社会福祉も含んでいるわけではありますが、そこに限定した発言ではなかったということ、ひとつご理解いただきたいと思っております。

また、住民の皆様がたが等しく行政サービスが必ずしも受けれていないのではないかとこの視点でのご発言であったかなと思っておりますけど、私どもとしてはできるだけ各種の施策を通して、そうした行政サービスが町民の皆様がたに行き渡るようにというふうな視点でまちづくりを進めておると考えております。

特に近年は住民の皆様がたの意向というか、考え方も非常に多様化をいたしております、それだけにそうした多様化をするニーズに行政としても、いろいろなこの目配りをしながら、行政サービスを進めていく必要があると、基本的にはそのように考えております。

今後ともそうした意味で、行政サービスがいろいろな細かいところにも目配りできるような努力をしていきたいと、このように考えております。

2点目の教育問題については、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。

いろいろな全国的な統計を示していただきながら、今のゆとりということをご具体化してほしいというお話しでございまして、基本的には私たちもそういう考え方で進んでいきたいというふうに思っております。

まず、ゆとりの認識ということでございましたけれども、各学校におきましても、それぞれの教育目標を作るわけでありまして、そして更に自由な点そしてまたどう展開するかという流れになるわけでありまして、このゆとりの部分につきましては、既に現在のですね指導要領の中でも取り上げられている部分でございまして、それなりに取り組んでいるというふうに認識をしております。

子どもの遊び、これをもう少し具体的にですね、いろいろなかたちで重要視をするという考え方につきましても、新しい指導要領の中です、そういった実体験がないというようなことも含めて、総合的学習の時間をたいへん多く取るというふうになったのかなと、いうふうにも考えているところでございまして、できる分については準備の段階も含めてですね、対応していきたいというふうに考えております。

先生がたのゆとりの問題。現場的なものでの矛盾点ということでも一部お話しがあったのかなというふうに思っておりますけれども、一つにはやはり今の学校が、家庭だとか地域との役割分担が崩れてるって部分も、たぶんにあるんじゃないのかなというふうに思っております。

したがって、そういったバランスをですね、これからどうとっていくかということも、大きな課題でないかなというふうに思っておりますし、そういう意味では、やはり学校が家庭なり地域なりにやっていただく分、こういった部分をですね条件整備するという部分も出て来るかと思っておりますけれども、ぜひ、ほぐしていく必要があるなというふうに思っているところであります。

また、先生がたの運動会の関係につきましてもですね、お答えをしたとおりでありまして、今の状況といたしましても、そういうふうな風潮になってきておりますので、話し合いを進めてまいりたいというふうに考えています。

また部活の問題、ご指摘のとおりですね、勝利至上主義的なことにはなってはならな

いと、また、長時間にわたる強制されるって言いますか、そういった部分についてはそれなりに改善を図っていかねばならないというふうに思っています。現在、別な統計もあるかと思いますが、地域の中でそういったかわりをですね、どうとっていくかということも、大きな一つのポイントになってくる部分かなというふうに思っています。

また、学校のスリム化という問題では、教育内容を更に今回は厳選をするというふうなことも出ておりますし、さきほどお話しあったとおりですね、基礎、基本に重点をおいてそれを反復して指導をしていくというふうな取り組みにつきましても、そういった反省点がでてきている一つの結果でないかなというふうに思っています。

また、内申書の問題につきましても、現在も学校のほうともいろいろと話し合いをしているところでございまして、一定の理解を得るようにしていきたいというふうに考えております。

校則の問題につきましても、制服の問題があったようでございますけれども、中学校におきましては、新得中学校が平成6年ですか、それから屈足中学校が平成9年度に、それぞれ見直しをされておりますし、生徒の心得につきましても、毎年生徒会の中でですね、検討をされているというようなことでございますので、日常生活的な部分につきましてもはですね、そういった中で合意のもとに進んでいるということは、方向としてはいい方向で、今いっているのかなと思っております。また、学校のほうでも、そういった意見については尊重してですねいくというふうな姿勢を持っているようでございます。

今後の対応ということで、いじめとの関連があるよというふうなことでもございまして、やはり子どもが忙しすぎるというふうなご指摘でございましたので、私どもも基本的にはそういう認識を持っておりますので、どういったかたちでからのまた精神的にそういうゆとりを作ってあげるかっていうのがですね、これから大きな課題だというふうに思っておりますので、平成14年大きな時期を迎えるわけでありましてけれども、その以前にもですね、できるものについては、それぞれ学校あるいは社会教育の部分でも努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 簡単にやります。町長、私は福祉や教育に結局予算を、端的に申しますとあんまり減らすんでないよと、ということなんですが。現実問題としてね、例を出しますと、中学校のとか小学校、もう雨露しのぐだけが精いっぱい予算しか実はないってというのが現実でしてね、肝心の教育振興費に関してはですね、中学では2,000万円くらいですよ。それでほぼ観光協会の補助金と匹敵すると。それで小学校の教育振興費に関してですね、3,000万円くらいなんです。ほぼ商工会の補助金と同じと。現実はそのなんですよ。現実はそのなんですよ。

それで例えばあそこの児童館。学童保育になるわけですが、国から予算が減ったせいもあるかもしれないけれども、人件費の削減でかなり減った。それはそれでいいですが、備品購入なんてこの3年ほど、10万円満たないんですよ。10万円満たないんですよ。ものすごい働いているんですよ。働く女性、働く家庭にとってはですね。そこに行きますとですね、ボロボロの壊れたパソコンでもいいからどうかなんないか、そんな状況なんですよ。

決して、営利のほうにはガン、そういうところには実際はボロボロでもいい。予算は2つ合わせて10万円以下っていう、現実はそのなんですよ。まずそういうもの頭に入れ

てほしいなど、だから私は言っているわけで、だれも力を入れてなくわないんだけど、見落としている部分があるんじゃないのかなと、比較してね。比較してどっちいいかということもあるだろうけれども、そういうの考慮してほしいなど。

教育委員会としてはですね、確かに基本的には認識していると思うんですよ、ただどうしたらいいかって言うのは、要するに大きな問題、部活なんですよ、部活の問題。これは、父母地域の絡むもんですから、なかなか理論どおりにはいかないことも私は分かっているんです。分かっているんです。でもですね、その辺、要するにどうすりゃいいか、土曜日休みにすればいいだけの話で、その休みができるかどうか、それだけなんです。それだけの話。

そして、内申書開示の問題につきまして、私3回やっているんですよこれ、3回。3回目なんですよ。町長は前回ですね、前は電算機の個人情報に関するということで絡めて私は文書もと言ったときに、町長はやりますよと、文書もいずれねえ町長。町長、電子計算機に絡む個人情報のことも文書に関してはやりますよと、ほんとうは今年の4月、5月、6月ぐらいにはやりますよと言って、これ延びているんですけれどもね。まあそれは細かく言いませんが。

恐らく一番問題なのは教育委員会なんだと思うんですよ、町長はやるって言っているんですよ、だからその点さえ解決すればですね、なんにも難しいことはないんですよ、町長はやるって言っているんですから。

それと、後はどうしようもないけども。まあ学校の先生の問題というのどうしようもないけれども、ただ認識してほしいと、教育委員会のね指導力っていうのももうそろそろ発揮しても、そんだけりっぱな姿勢を持っているのであればですね、指導力を発揮してもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

今、教育予算にかかわって、極めて具体的なお質問であったかと考えております。私も実はそういう細部まで目配りが必ずしもできてない面があるわけではありますが、そういうふうな実態があるとすれば、例えば予算の配分がですね各学校ごとに一定の額で例えば配分をするというふうな、たぶん取り組みをしているのではないかと、その辺もう少し弾力的なですね、その年によってはその学校である程度多く必要とする場合もあるでしょうし、あるいはまた特定の学校では、そんなにいらん場合もあるでしょうし、その総体がより効率的にですね活用されるような予算配分の在り方というふうなものを、やはり教育委員会のほうでもじゅうぶん検討していくようにですね、私どものほうも指導していきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。

教育委員会として指導力を発揮すれというご意見でございましたけれども、できるだけ今の状況をですね改善をするということでは、これからもそういう方向でがんばってまいりたいというふうに思っています。

部活の問題、それから内申書ということで、お話しがあったわけでありましてけれども、できるだけ先生がたの合意を得ながらですね、進めていくかたちのほうがよりベターだというふうにも考えているところでございまして、そういったかたちで努力をしたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

[13番 千葉正博君 登壇]

13番（千葉正博君）

1. 新年度に向け、新たな農業振興方策について

私は、事業アセスのおりではありますが、新年度に向け新たな農業振興方策について町長の考え方をお伺いいたします。

わが国の農業は国際化準備段階にあり、2,001年以降の本格的国際化時代に向けた対応が急務になっております。本町においても国営、道営事業等をはじめ農業振興方策を講じていることは、十二分認識を持っていますが、年々減少していく農家戸数、加えて高齢化等により、農業の衰退化は免れないのではないかと考えられます。

本町の特産品のそばをはじめ、基幹作物の今後の新たな振興方策について町長の考え方をお伺いします。

[13番 千葉正博君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

本年度の農作物の作柄は、6月からの日照不足と、収穫間近の台風による降雨、強風のため、大きな農業被害が心配されましたが、一部の作物の風害、倒伏を除いておおむね平年作に近い、作物によってはそれ以上の出来秋となったところであります。

これは日ごろの農家の皆様がたの、なみなみならぬ営農努力に対し深く敬意を表する所でありたいと思います。

さて、ご質問の本町の特用作物は、基幹作物の馬鈴しょ・小麦・ビート・豆類の新年度振興方策についてであります。これら農作物の反収、所得につきましては、気象や土壌、ほ場や機械化等の条件によって大きく結果が左右されるところであります。

町といたしましては、平成6年度から多額の町費を投入いたしまして国営、道営事業の圃場整備を行っているところであります。また、早くから畑地への有機質還元事業を実施し、本年度からは新たに期間を限定して町単独の土壌改良資材等の投入を行い、土壌改良整備に努めているところであります。

今後、農業者の高齢化、担い手不足などの労働力対策の問題もございます。

しかしながら、基本的には農業者の皆様がたがまず自ら営農上の創意工夫、基本技術の励行が原点であります。それでなおかつ不足するもの、また自ら構築できないもの、それらを補完し誘導策を図るのが、行政の役割かと考えているところであります。

新年度も、以上の理念をもって、関係機関の理解と協力をいただき、畑作振興方策を講じていく所存でありますのでご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） 現在、本町農業においては土地利用型農業として、大型機械を利用した労働力の軽減と、作業効率を高め生産量を伸ばしておりますが、本町の耕地面積4,600ヘクタールのうち、2,000ヘクタールの畑作面積がありますが、そ

のうち特用作物のそばについては、天候不順等により、収穫量の減収等に伴い需要を大きく下回り、本町ブランド品として消費地より大きな要望が出されております。

また、基幹作物の小麦・ビート・芋・豆類については、芋・豆類は、輸入品との競合により、価格の低迷等で年々減少傾向であります。政府保証価格のある小麦・ビート等が増加に向かっていますが、本町においてもいち早く動向を見極め、町独自の対策を講じ徐々に成果が上がっていることは、じゅうぶん認識をしているところであります。

また、来年度の振興策については、議会においても予算要望等がありますが、収量低下を招いている作物についても改善等対策を講ずれば、まだまだ増収を図ることができるのではないかと思います。

現在本町の畜産農家の生産の伸び率には目をみはるものがあります。肉牛をはじめとした酪農については、昨年全道一の伸び率を示しましたが、本年、全道102.4パーセントの伸び率で低迷しているにもかかわらず、本町においては108.7パーセントという2年連続全道一の高い伸び率をしています。

また、今年に入ってから、一般農家の搾乳ロボットが実用化されましたが、個人では全国3番目のロボットが本町において今月より稼働を始め、全道酪農家の大きな注目を浴びております。

以上のようにこれらの地道な振興方策と、畜産公社による支援体制が大きな成果を現した結果だと考えます。厳しい経済状況の折、新たな農業振興対策はたいへんでしょうが、畑作農家の底上げ対策と思い、町長のあらためて考え方をお伺いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

ただいまもご質問ありましたように本町の肉牛農家の皆様がた、そしてまた酪農家の皆様がたにおかれましては、ただいまお話ししたようにその伸び率が全道一と、農業が非常に厳しい条件下にあって、そうした中で地元の肉牛あるいは酪農家の皆様がたが、そうした大健闘を続けておられますことに、私もほんとうに心強く、そしてまたそうした努力に対しまして、心から敬意を表したいと考えております。これはひとえに私どももそうした生産者の皆さんがたの意欲、あるいは経営改善と、こういうふうなものが大きくそれを支えているものと見ているわけでありまして。

そうした中で、畑作全般にかかわっての底上げ対策をどう考えるかというご質問かと思えますけれども、そばにつきましては、今年は残念な収量に終わったわけですが、しかし市場側の新得のげんそばに対する大きな期待というものがあまして、まだまだ作付けを伸ばしていてもですね、この需要に追いつけないという現況にあります。

しかし悲しいかな、そばの特性といたしまして強風がきますと倒伏いたしますし、また実が落ちてしまうというふうなことで、なかなかこの生産性の面で、農家がたいへんご苦労されております。そうしたことから、町といたしましては生産体制の確立事業補助ということで、その奨励を進めておりまして、これについては今後とも続けていきたいと考えているところであります。

また、その他の基幹作物につきましても、いろいろなご要望がただいまのご質問とは別に、議会の新年度に対する予算要望の中でも、課題が提起されておりますので、ちょうど今、予算編成時期でもありますので、そうした中で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

---



議長（湯浅 亮君） ここで、暫時休憩をさせていただきます。13時から再開ということで、お願いをしたいと思います。

（宣告 11時53分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 13時00分）

---

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

[ 7 番 石 本 洋 君 登壇 ]

7番（石本 洋君）

1. 介護保険の保険料の額試算の公表を

今月初めに経済企画庁から発表されました98年度国民生活白書によりますと、「生涯現役社会」を目指すとしながらも、雇用や介護について中年の不安が高まってきていると指摘しております。

また、寝たきりとなって介護を受けるなどの老後生活への不安から、中年世代を含む多くの人々が必要以上に貯蓄し、消費を抑えているとのことであります。このような不安を解消し、これらのものが有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう、介護保険制度が創設されたものと存じます。

しかしながら、内容が分かるにつれ、安心感より不安感のほうが増幅し、言いようのない暗い将来しか見えてこないのであります。現在本町では町長をはじめ担当者の皆さんの努力によりまして、ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイなどの在宅福祉、また、その拡充としての保健福祉センターの建設。また、老人ホーム・重度身体障害者療護施設の建設による施設福祉などが充実され、介護保険法で期待しているもうひとつの分野、老健施設がないだけであります。

そうしますと、こと新得町においては、介護保険制度がなくてもじゅうぶんに老後における生活の保障といえますか、安心感があるということが出来ます。

ところが介護保険法によると、40歳以上のかたがたが将来にわたって毎月負担する保険料があって、厚生省試算によりますと平均月2千500円とのことであります。最近の新聞報道によりますと、月4千円から1万円という試算結果が出てきております。

しかも、その保険料は所得階層別に5段階に分けて決定され、3年ごとに改定されるとのことであります。国民年金制度が発足当時、保険料はたしか300円であったかと存じます。しかし今は月1万2千円を超えるものになっております。

としますと、介護保険の保険料も将来うなぎ登りに上がっていくのではないかと心配であります。特に新得町のように、サービスの行き届いた町村では、高く設定される傾向にあるといわれます。

道内各町村では、本年8月、保険料の試算が行われております。本町ではどのようになっているかお伺いしたいと存じます。保険料の予想額が出ておりましたら、お知らせください。

2. 耳鼻科、眼科の医師誘致を

次に医療体制整備についてお伺いいたします。

本年春開院いたしました、けいら整形外科医院が患者も多く、繁忙を極めているとの由であります。歯科医院の進出もあり、本町の医療体制整備の面からたいへん喜ばしいことと存じます。

人間、環境が良くなるとますます欲が出てくるものですが、西部十勝地区の現況などからみて、耳鼻科・眼科などの専門医院があったらよいと考えさせられます。この質問は決して積極的に町がリードしてというわけではありませんが、そのような雰囲気づくりの中で、開業医を探してほしいという意味であります。

町長のご所見をお伺いいたします。

### 3.人口対策について

次に、人口対策についてであります。

このことについては、過去においても何度か触れ、また、6月・9月議会でも同僚議員の皆さんから、さまざまなかたちで質問されているところであります。

また、町民の皆さんとお話しをするときには決まって人口問題が出てまいります。先日も人工透析機関が近くにないので、東京方面に転出されたかたがおりました。転出の要因はさまざまありますが、なんとかこれを阻止したいというのが町長の日常的なお考えだと存じます。

役場庁内で検討委員会を設けられたはずですが、平成11年度を目前にして、なんらかの方策が出されていることと存じます。これらの中で、平成11年度予算に反映されるものがありましたらお教えをいただきたいと存じます。以上です。

[7番 石本洋君 降壇]

議長(湯浅亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

今日までの介護保険事業の取り組みにつきまして申し上げますと、9月に15名の委員による老人保健福祉計画並びに介護保険事業計画策定推進委員会を設置いたしまして、10月に高齢者全員を対象とした実態調査を行いました。現在その集計、分析作業中でありまして1月末までにはまとまる予定であります。

この調査結果をもとに介護サービス必要量などの把握を行い、介護保険事業計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

また、モデル事業であります高齢者介護サービス体制整備支援事業につきましては、10月、11月の2か月間実施し、在宅のかた50名と施設に入所されているかた50名を対象に要介護認定の調査を行い、医師を含む委員5名による介護認定審査会を6回開催いたしまして、本番に向けた具体的な要介護の判定作業を行ったところであります。

さて、ご質問の介護保険料の試算につきましては、全国都道府県担当課長会議で提示されました、平成7年度予算を基にした平成12年度推計方法により、暫定的な見込み数字で試算を行いました。現在、11月24日の管内連絡会議で介護サービス提供量や保険料率推計の簡易な試算手順が示されたため、あらためて試算作業に取り組んでおります。

試算の詳細な作業手順は、平成11年2月に示される予定になっており、今回の作業は、実態調査前の推計数字をもとに暫定平均単価を使用するなど、見込みを算出する簡略化されたものであるため、介護保険開始時とは異なる可能性があるものですが、介護

保険に対する町民のご理解を深めていただくためにも、数字がまとまった時点で、お知らせをしたいと考えております。

次に耳鼻科・眼科の医師誘致につきましては、お話しのとおり、5月に開院いたしました整形外科病院は、都市型の高度な診療技術を発揮され、町内外から毎日100人を超える患者さんが訪れるなど、たいへん順調に推移をいたしているとお聞きいたしております。お聞きいたしますと、早くも2,000人のカルテが整備され、この中で60人のかたが手術を受け、回復されたとのこととあります。

また、吉村歯科医院が12月にみどり歯科跡に開院し、更に町からの招へいで渡部歯科クリニックが明年4月開院を目指して新築工事を進めております。3医院とも札幌でご活躍されたかたでありました。いずれも新得町に可能性を求めての進出であります。札幌や首都圏との交通アクセスの良さや生活環境、自然環境の良さなど、新得の持つ立地条件をご理解いただいたものと考えております。

耳鼻科・眼科につきましては、町内にない専門科のため、帯広厚生病院の協力を得て平成9年度より巡回診療を行っているところでございます。専門医院の誘致につきましては、先生の数やその技術と患者のニーズなど、じゅうぶん見極めて判断されるべきものと判断いたしております。

いずれにしましても、住民の医療対策を考えますと、特定の専門科医の誘致は非常に困難な面も多いわけではありますが、さまざまな機会を通じて努力してまいりたいと考えております。

3点目の人口対策についてであります。本町の11月末における人口は7,533名と前年同期と比較いたしますと41名の減となっております。若干、人口減少が鈍化傾向にあるように思っております。人口につきましては、町民の最大の関心事であり、町といたしましても、日ごろからいろいろな施策を講じて積極的に対応をいたしているところであります。

最近の状況は機会あるごとに申し上げておりますが、まず畜産試験場の拡充。療護施設の建設。歯科医院の誘致などに取り組むとともに、昨年10月には三輪ヒューム管新得工場の創業、あるいは整形外科医院の開設など積極的にその協力をしてまいってきておりまして、こうしたことが人口対策にも大きく効果を上げていくものと考えております。三輪ヒューム管におきましては、事業が順調に推移しておりまして、当初16名の従業員でしたが、現在21名のかたが勤務されておりますし、明年早々、もう1線作業場を増設する計画と伺っております。このことによって、更に4、5名の増員が必要となるようであります。

また、定住対策の一環といたしまして、今年度から公営住宅の浴場設置を図り住環境の整備を重点的に行っており、現在従前おふろがない公営住宅の14戸の改修を実施いたしたところであります。更に平成11年度には屈足地区に広く安く自然豊かな果樹公園を備えた、宅地分譲団地を造成する計画をしておりまして、積極的な販売により、定住促進に努力をしていきたいと考えております。

次に、町内の定住対策検討委員会につきましては、本年10月に設置をいたしまして、現在まで3回の協議を重ねてきております。委員会として全職員から定住対策に対するアイデア意見を募集し取り進めているところでありますが、検討委員会として取りまとめたものについて、新年度の予算に計上できるものについては、積極的に予算化をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) たいへん、丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。介護保険の関係につきましては、来年の2月ごろにだいたい出るといったようなことですが、全道的にですね早めにどんどん計算しているところがあるわけなんです、十勝はどういう関係で遅れているのかといったような気がひとつするわけなんです、それと同時にですね、保険料が全道的に統一されたかたちで付加されるというんでなくて、それぞれの町村によって付加されるという。例えば5段階に分けてやるといいですね、そして最高の5段階では1.5倍と、しかも所得割が加算されているのも1.5倍と、こういったようなことなわけで、我々たいへん心配なことはですね、例えば年金生活者ですとね、年金の中から控除されてくるといったようなことになるわけですから、非常に生活の面で窮屈になってくるという面があるわけですね。

そういうことで、できるだけ早期にそういう額というものが示されるといいわけなんです、まずここですね、そういうことが遅れているということは、人の体制が整ってないんでなかるうかと、なにか10月に介護保険係長が設けられましたけれども、係がまだいないと、こういったことでありまして、まず人手不足があるのではなかるうかといったような感じがするわけですね。

それからまた、さきほど我々のような年金生活者は、年金から控除されると話をしましたが、それに該当しない人たちは健康保険税に上乘せをされて徴収されると、こういうわけですから、今でもどちらかというところ酷税に近い税金なわけですから、それは上乘せされてやりますと、これが12か月に均等に分割して徴収されるものなのかどうかといったような心配も出てくるわけですね。

いずれにしてもですね、そういったような保険料の将来のかたちについてについては心配なわけですから、ある程度早期にですね示されると幸いですなとこういうふうに思う。

それからもう一つ限度額がどの程度になるのかなってということもお伺いしておきたいなと、こう思います。限度額ですね、よろしくお願ひします。

ちょっと待ってください。後ほかのほうにあります。

もう一つ2番目のですね、耳鼻科・眼科の関係はですね、こういった新得町で耳鼻科・眼科を誘致するということによってですね、総合病院的なかたちというものができてくるわけなんです、できればですね、将来そういうことがあるとすれば、今のけいら医院の近辺に集中できるように設けられると、利用する人はたいへん便利ではなかるうかと、こういったような気がします。

と同時にですね、これは少し余談になるかもしれませんが、犬猫の家畜病院もあったらいいななんていう人もおります。今、芽室の市街まで、病気だっていえば連れていくわけなんです、そういうような皆さんがたの希望があるということ、伝えておきたいと思ひます。特にですね、帯広の眼科でも耳鼻科でもですね、新得町の患者のかたがけっこう行っておりまして、それがですね、例えば待つのに3時間。終わるのに、診療受けるのに5秒間。あるいは10秒と。こういったような感じなんです、ですね。

そういった点から、もう少し濃密な診療してもらうためには、やっぱり地元でそういう機関が、手近なところにあるほうがいいなという感じがいたします。

それからですね、3番目の人口対策につきましては毎回のよう同僚議員の皆さんも

お話ししてますし、私も過去においてお話ししたことがあるわけなんですけど、今回特にこういう話をするかたちの中ではですね、まず、老人住宅の関係で、集中的に新得市街に造っているわけなんですけれども、地域的にできないものかっていうふうな、お年寄りの皆さんの話がある。

だから例えば、大家族で生活している人たちは、出たいんだけども自分の家の近くにいたいと、子どもや孫に迷惑かけたくないんで、出て生活をしたんだけども、街に出たくない近くにいたいと、こういうようなことなんです。

それから、山村住宅についてはですね、今年以降、教育委員会で造っていただきまして、何人か居住されております。私の娘もほんとうに山村留学でお世話になって、入っておるわけなんですけど、実に寒いんですね。娘のことについてはいいんですが、そのほかの人も寒いのではなかろうかなと思って想像するわけなんです。そういった面で居住条件を少し整備するという意味におきましてはですね、いっぺんにとは言わないまでも、毎年1戸ぐらいずつね、造っていただけると幸いだなと。これも人口定着の一つの道ではなかろうかと思えます。

町長もさきほど人口減の鈍化ということおっしゃってました。町長が1期目のときには、1年間150人くらい減ってたなと思えますが、今50人くらい。ほんとうにいろいろな施策の効果が現れてきたんだと思えます。今後も大いにがんばってですね、プラスに転換するようにひとつよろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） それではまず1点目の介護保険料の問題につきまして、お答えをいたしたいと思えます。

この介護保険料の算定につきましては、厚生省の省令に基づいてですね、その額が算定されるわけでありまして。そのもとになります厚生省の最終的な省令がですね、まだ現段階では示されていないということでありまして。それが示されしだい、町としてはその算定作業に入っていくということになるわけでありまして。

その額の算定をする基準の大きな要因としては、それぞれの町のそうした介護サービスの施設がどれだけ充実をしているかということが大きな一つだと思えますし、また、その介護をするサービスの内容をどこまでやるかということも、その額に大きくかかわってくるわけでありまして。

したがって、さきほどのご答弁の中で申し上げましたように、そういう介護を受ける側ですね、そのサービスの実態調査というものを既に実施をいたしておりますから、そういうようなものを調査分析をいたしまして、その上に立って、一つのルールにのっとって保険料の算定をしていくと、こういうことになるわけでありまして。

併せて限度額の問題もございましたけど、この法律の中には限度額というのは実は定められてないわけでありまして。したがって、その施設が相当程度に充実をしてゆく、あるいは満たしていると、あるいはまた介護サービスもですね、非常に内容が深いものであるということになればですね、それはいきおい保険料にかかわっていくと、こういうことになるかと考えております。

いずれにいたしましても、本町ではまだ最終的な試算はできておりませんので、それはできしだいやっぱり住民の皆さんがたにそれを公表していきたいと、このように思っているところであります。

また、耳鼻科・眼科の専門医と併せて犬猫病院と言いましょうか、そうした家畜病院

も誘致をしてはいかがかというお話しでありまして、私も非常にそうならば理想的と、このように考えております。

また、それとは別に住民の中には小児科もあればと、あるいはまた、産婦人科もあればというふうな意見もあるわけでありまして、そうした専門科の医院の誘致となりますと、それを開業することによって、平たく申し上げますと経営が成り立っていくかということが大きな問題だと思っておりますし、また、特に耳鼻科・眼科につきましては医師の絶対数が足りないという問題もあるようでありまして、したがって効率の高い都市部にどうしても集中してしまうと、その結果として、地方の患者さんにはたいへんご苦労されているというのは実態だと考えております。

おかげさまで町内におきまして、そうした特に今年急速に町内の医療というものが充実をいたしました。そうした先生がたとの連携を含めて、将来的な可能性についてですね、今後とも模索をしていきたいなと、このように思っております。

それから、老人住宅定住促進にかかわって、老人住宅を1か所でなくてある程度地域に配置をしてはどうかというお話しであります。将来的な高齢化社会に移行しているわけでありまして、どういうそうした住宅問題を解決していくかということは、これからの大きな問題だと考えております。総合計画との関係、そしてまた後ほど広山議員が予定されている質問の中にもあるようでありまして、できればケア付き住宅というふうなものが、これからの検討課題になってくるのではないかと、このように思っているところであります。

また、山村留学トムラウシ地域では比較的順調に今日まで推移しているわけでありまして、そこで一番大事なのはやはり来られる親子の皆さんがたが、安心して居住できる住宅の確保ということが大きな問題であります。したがって今日までも、ずいぶんお金を投資して住宅の整備をしてきたかなと思っております。すべて新築できればいいんですけども、今日的な町全体の財政状況も勘案いたしまして、古い教員住宅を改造したりというふうなことで、とりあえず急場をしのいでいるわけでありまして、トムラウシ以外を含めて、そうした山村留学生の受け皿となる住宅対策というの、これからの課題になって行くと考えております。そうした留学生の本町への流入の度合いと言いましょか、そういうものを勘案しながら、これも今後の検討課題にしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） ただいまの町長の答弁で、だいたい理解ができるわけなんですけど、ただ最後の人口対策につきましてですね、さきほどの三輪ヒューム管だとかけいら病院、重度身体障害者のいろいろな例が挙げられました。しかし、これはある程度関係機関から、頼むと、つきって言ったら怒られるけれども、ある程度来たわけなんですよね。

ですから、もう少し斉藤町政の顔というものが、見えるような人口対策があるといいなと、例えば今年の山村住宅は確かに顔の一つだと思うんですが、もう少しはっきりとした顔を見たいもんだなと、こういうふうにごう考えますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 顔が見えないということでありまして、どういうふうにしたら顔が見えるのか、ちょっと私も分かりませんが、これは庁舎の内部でもですね、

いろいろな取り組みをいたしておりまして、その中では新規の就農を促進するための手立てですとか、あるいはまた分譲宅地の、これは屈足地域ももちろんそうでありまして、けれども、それ以外の新得の地の利なり自然条件というものを生かしたですね、そういうふうな誘導が図れないかとかですね、あるいはまた、企業誘致の問題、その他もろもろ含めて総合的な検討をしているわけでありまして、しかしこれは石本議員もご承知のように、人口減というのは新得だけが減っているわけではないわけでありまして、それは十勝管内見ても帯広とその周辺だけでありまして、郡部であればあるほどですね、非常に厳しい状況に置かれて、それはどの町にとってもですね、この人口の増加あるいは定住促進というのは、非常に大きな課題であります。

石本議員のお考えは、それはそれとして受け止めおきたいと思っておりますけれども、私も今日までですね、いろいろな努力をしてきた結果としてですね、やはりそうした状況に向かえているというふうに考えておりました、そしてまた一挙にですね、これが成功するものでもありませんし、あるいはまた、今置かれている国内の社会経済情勢から見て、簡単に企業誘致できる状態でもないわけでありまして。

かつてあったような、リゾートのようなですね大型のものができれば顔が見えると言われるのかもしれませんが、これからはそれは望むべくもない話であります。ひとつひとつの小さな積み上げでですね、やはり目減りをいかに抑えていくかと、これが私は限界ではないかとかこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うと同時に、ぜひそうした人口対策というのは、いろいろな施策に優先して取り組んでいるつもりでありますし、これからも取り組んでいこうとしているわけでありまして。

ぜひ、そうした面では、石本議員ももっと別な観点も含めてですね、いろいろご提言をいただいて私もそれを行政に生かしていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

議長（湯浅 亮君） 12番、藤井友幸君。

[12番 藤井友幸君 登壇]

12番（藤井友幸君）

1. 新得町所有の普通財産(土地建物)について

私は、次の事項について質問をいたします。

まず質問事項でありますけれども、新得町所有の普通財産、土地建物についてであります。新得町は管内で初めての事業評価を実施、その結果が広報等で発表されているところであります。この目的は国の交付税等の減額等が予想される中、その対応策として実施をされたものと理解をしているところであります。今後、町財政はややもすると硬直化が予想されるところであります。

このような中で、本町所有の土地建物の管理運営状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。以上答弁かたよろしくお願いをいたします。

[12番 藤井友幸君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

町有の普通財産の状況につきましては、毎年「財産に関する調書」で、ご報告いたしているところであります。このうち貸し付けをいたしておりますのは、土地は36件で38,574平方メートル、建物につきましては6件で1,658平方メートル、その他電柱、ケーブル用の貸し付け等がございます。

また、その貸付先は、道警釧路方面本部、新得保健所、北電、町内事業所、個人などとなっており、貸付料は相続税課税標準価額に非営利用は4パーセント、営利用は6パーセントを乗じて得た額で納入いただいているところであります。

このような状況にありまして、事業所又は個人に貸し付けしている土地のうち売却可能なものにつきましては、18か所で22,385平方メートルあると考えておりまして、このほとんどは事業所、あるいは個人の建物が建設されており、町といたしましても、購入していただく方向で貸付者をお願いをいたしているところであります。

今後とも、普通財産で将来的に使用目的のない遊休地が生じた場合は、売却する方向でその財源の確保に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 12番、藤井友幸君。

12番（藤井友幸君） 業者の該当につきましては理解をするわけでございますけれども、財源確保のうえからですね、今、町長が申されました必要でないものは売ることによってございますけれども、これはですね、ただ売って言うことだけでなく、積極的に処分をする方向でですねいかないと、更新時にどうですか買ってくれませんかいや買いませんでは、私はなかなか処分ができないかと思えます。そんなようなことで、積極的にひとつ必要でないものは売っていくのがいいのかなというふうに考えております。

また2つ目でございますけれども、貸付料につきましては、今言われました基準で貸しているということでございますけれども、これはですね、もう一度見直しをする必要があるのかなと思うわけでございます。これは値上げをするということではなくて、適正な金額かどうかということで見直しが必要かなと思えます。

それから3つ目でございますけれども、平成9年度の決算の中で206万円余りが、未納となっていたわけですが、その後それはどうなりましたか、お尋ねをいたし、以上よろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今、藤井議員からご指摘のとおりでありまして、できるだけ積極的に遊休普通財産については、処分をしていくとそういう方向で進めていきたいと考えております。近年、町のいろいろな公共施設を建設をしたりですね、そういうふうな、新たな行政需要に伴って相当程度の新たな財産を取得しておりますが、反面その処分のほうは一つも進んでいない状況であります。したがって、そうした新たな行政需要に対応するためにも、そうした財源をねん出をするという観点からも、できるだけそうした努力をしていきたいと思っております。

ただこれは相手のある話でありまして、また、こうしたご時世でもございますので、そうした面では非常に難航をいたしておりますが、粘り強くそういう方向で努力をしていきたいと思っております。

それから貸付料の問題であります。その基準があるいは額が適正かどうかと私もじゅ



うぶん判断する資料を持ち合わせていないわけですが、道の一つのルールに準拠して、町のルールが設定をされているということでもあります。これが今の時代にふさわしいルールなのかを含めて、検討させていただきたいと思っております。

それからそうした財産の貸し付けに伴って、実は残念ながら平成9年度で一部4件ほどであります。その中には大所もちょっと含んでおりまして、未納があったわけがあります。しかしそれは決算締め切った後のですね、4月以後にそれぞれすべて、今日まで納入をされております。

しかし、一つの契約に基づいて財産を貸し付けしているわけでもありますので、今後はそうした納期限内に完納するように、私どものほうもじゅうぶん留意を払っていききたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 12番、藤井友幸君。

12番（藤井友幸君） 今の財産処分の関係でございますけれども、これはですね例えば住宅地に建物が建っております、貸しているところがあるとしますと、これをですね、例えば4万円で年間貸しております、10年たっても40万円なわけですね。

それで、その土地を試算をしますと何百万円となると思うんですが、例えば400万円にもなったとしましょうか、適正な試算でもってですね。そういった場合ですね、これはある程度ですね、値引きという言葉は、はまるかどうか分かりませんが、これはある程度ですね、値引きという言葉は、はまるかどうか分かりませんが、実際の財産の運用から言いますと、少々値引きをして、値引きというか安くしてでも売ったほうが、必要でないものは、最終的には財源の確保にはよくなることかなと思っておりますけれども、そのように更新時にはですね、一定値段を提示して交渉をしてみることも一つの方法かもしれませんので、よろしくひとつお願いをしたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

私は基本的にはですね、貸し付けしている土地の上でうわものを建てることを許可した土地、これについてはできるだけ積極的に買っていただくように働きかけをこれからはしていきたいと。

それと同時に、その土地は建物が償却するまでの間はですね、町は使うことはできないわけでもありますので、したがって、その使用料の上げ方にですね格差をつけていくとかですね、いろいろな方法を検討してみたいと。ただいまお話しあった点も含めて、今後の財産の適正な管理について、総体的に検討してみたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

#### [ 6番 広山麗子君 登壇 ]

6番（広山麗子君）

##### 1. ケアハウスの建設について

3点についてお伺いいたします。1つ目にケアハウスの建設についてですが、介護保険サービスの基盤整備について何度かお聞きしてまいりました。後1年ちょっとに迫った介護保険制度ですが、いまだに不安材料を抱えたままです。2,000年4月にスタートする介護保険に向けて、高齢者福祉の各制度を含めた対策が急がれていますが、平成11年度保健福祉計画の目標にもありますが、第6期総合計画でも、ケアハウスの建設を計画されています。この計画はいつごろ実施されようとしておられるのか、また、

これに変わるものを検討しているのでしたら、その考えをお伺いいたします。

## 2．地域活性化に名人の登録、活用について

2つ目に、地域活性化に名人の登録、活用についてをお伺いいたします。住民の経験や知識を学校教育に生かしていこうと、地域人材バンクを設置され地域の達人の募集が始まりました。この活動の展開に大きな期待をしていきたいと思えます。

私はこの機会に、更に広く地域活性化策のためにも漬物名人そば打ち名人・豆腐や納豆・しめ縄作り・わらじ作り・カラオケ・手芸・私の健康法などなど、技術や知恵を持ち合わせている人たちがたくさんおられます。

この人たちに協力をお願いし登録をしていただき、地域の子ども会・町内会・サークルの活動や隣近所、友人同士の4、5人の集りの要請にも出前、出張講師をお願いできる制度を創設し、仲間づくり生きがいつくりに向けていただきたいと思います。

町長の考え方を伺いいたします。

## 3．農家の看板設置について

3つ目に、農家の看板設置について伺いいたします。

町長の公約の中で、新しい農村づくりをあげられています。畑作、酪農の営みとともに、ファームインの取り組みや農村いきいき会の活動、高齢者の生きがいつくりなど農村活性化に向けても真剣に取り組まれています。都市と農村との交流、生産者と消費者との共生を図るうえでも、地域一体となった農村環境整備策として、町民はもとより対外的にも訪れる町外の人にも分かりやすい、親切な農家看板の設置をして、安心して新得に足を運んでいただけるよう検討していただきたいと思います。町長の考え方を伺いいたします。以上よろしく伺いいたします。

[ 6 番 広 山 麗 子 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇 ]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

1点目のケアハウスの建設につきましては、第6期の町の総合計画と、財政健全化計画の中期見通しの中で、平成15年度以降の建設を予定しているところであります。

平成12年度から介護保険制度が開始されますが、ケアハウスの入所につきましては、介護保険事業の施設サービスにあいにく該当しないために、結果として高齢者の負担や、入居者の確保、更には運営の在り方など多くの課題が生じてきております。

したがいまして今後、在宅介護の充実や広域設置などを含めて、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

2点目の問題につきましては教育委員会のほうからご答弁をさせていただきます。

3点目につきましては、今、農村環境ということでご質問ありましたけれども、農村景観という立場でお答えをしたいと思います。

農村景観につきましては、新得の持つ特性の一つとして、交流人口の拡大やまた農村生活を自ら楽しむうえで必要なものと考えております。そんな農村を生かすことを考え、農業者自らがファームインに取り組み、利用者も含めてさまざまなかたから高い評価を得ておりますことは、これからの新しい農業の在り方に、一つの示唆を与えるものと考えているところであります。

また、その農村景観を更に整備しようと、今年の春には上佐幌地域の住民が自らたいへんなご苦労をされて、延々6キロメートルに上る並木道を作ったことも記憶に新しい

ことであります。そして、明年度には佐幌地域の住民のかたがたが、その並木道を更に延ばそうという計画がなされているとお聞きをいたしております。

若干、話はずれますけれども、NHKのテレビの放映で過般定年帰農、いわゆる農に帰るということをテーマにして扱った、ドキュメンタリーと言いましょか、がございました。それは都会の殺伐とした生活から農村社会に移り住んで、農作業を含め農的な生活を通して、人間性の回復をしていくという姿を追ったものだったと思っております。こういったことを見ていると、農村というのは本来人間が生活する場として、今後ますます重要な生活空間になってくると考えております。

まちづくりを進めていくうえで、地域住民のご協力がなければ決して実りあるものにはならないことは言うまでもありませんが、そういった意味でも住民自らが進める地域づくりにつきましては、応分の負担の中でぜひこれを支援していきたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 教育長、阿部靖博君。

[教育長 阿部靖博君 登壇]

教育長(阿部靖博君) 委員長が席を外しておりますので、代わってお答えを申し上げます。

地域の達人大募集は、教育研究所が中心になって取り組みを始めたところでありまして、教育委員会といたしましては、学校教育に限らず各サークル、団体、また、経験豊富な町民大学の寿教室の皆さん等にも呼びかけ、さまざまな技術、特技などの達人を募り、人材バンクとして蓄積して、多くの皆さんに活用していただきたいと考えております。

地域人材の活用は、地域づくりにも貢献できるものでありまして、生涯学習の立場からもこの具現化に向けて積極的に取り組んでまいります。ご理解いただきたいと思っております。

[教育長 阿部靖博君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 6番、広山麗子君。

6番(広山麗子君) 来年10月から、もう認定の申請受け付けが始まるわけなんですけれども、この基盤整備が整わないまま2,000年スタートに向かうということは非常に不安材料いっぱい抱えております。それとさきほど石本議員のほうからも、保険料の問題ありましたけれども、新得としてはまだ保険料の額が示されていないということなんですけれども、新聞紙上で毎日にぎわしておりますこの保険料の問題、厚生省の当初試算では、1か月2千500円という試算をされていましたが、それが1.5倍、2倍、さらには1万円にもなるということで、非常に不安を感じているわけなんです。

それで毎月の保険料支払いも不安ですけれども、また、払うに見合う、老後を安心できるサービス基盤が整備されるんであるかということが、町民が一番感じているところではないかなと思うんです。それで町民は今、現状を我慢しながらも、計画目標にある基盤整備を待ち望んでいるところです。

今現在、屈足に建設中の重度障害者施設ありますけれども、これがケアハウスに代わる施設なのかということで、話し受けている高齢者や家族のかたもおります。ですから1人暮らし2人暮らしの中で、ケアハウスまたはこれに代わるものを求めているわけなんです。ニーズがないわけではなく、求めているわけですから、そういう中でニーズがあるか

ら計画もされたんだと思います。これが平成15年度以降の建設ということですがけれども、それではね、町民要望がある中でどんどん遅れていくわけなんです。ですからこういったことを含めて、早急に考えていただきたいなと思います。

また、要介護認定の結果で特別養護老人ホームを退所せざるをえない人も出てくると思います。それと、施設入所を希望している待機者の中にも、いつまでたっても施設に入れない人も出てこられると思います。希望してもなかなか受け皿が今ないんですね。

そういうことで、福祉サービスの流れというのはこれまでとはずいぶん違ってくると思うんです。なんせ保険料払わなければならないっていう問題があります。払うということで、じゅうぶんな介護サービスが受けられるものではないかということで期待されているはずですし、当然スタートされる段階で大きな要望が出てくると思います。調査段階でも、アンケートをされておりましてけれども、今、元気な高齢者にしては、今段階ではサービスを利用したいかしないか分からない。分からないほうに該当させておくニーズがないで終わってしまうのではないかと懸念があるんですね。今段階で分からないけれども、そういう介護される立場になったときには、即ほしいというのは介護保険の払うかたちの中で、今までと違った要望がどんどん出されてくるのではないかとと思うんです。

そういった中で要介護認定の結果で特別養護老人ホームを退所せざるをえない人たちの受け皿としての、町民が納得できるそういう受け皿づくりを2,000年介護保険制度に向けて、備えていくべきではないかということ強く思います。

それと、名人の登録活用についてですけれども、町としてもおおぜいの町民が、生涯学習の充実に向けて学ばれております。連続した講座を通えない人、また通わない人のためにも、趣味として大それた達人でなくて、趣味としている人。それとそれなりにうまい人。アドバイスしていただける人に、趣味として持っている技術や知恵を教えてくださいたいと思います。そして個人の家や、集会場などで4、5人でも気軽に活用できる制度を設けていただきたいと思いますので、今進めております達人募集については非常に期待をしていきたいと思っております。そして、地域に目を向けた資源の掘り起こしをする中で、これを町の魅力にしていきたいなとそういうふう感じております。

それから農村看板の設置についてですけれども、町の中には町内会単位で案内板が設置されております。ですから、家を探すにしても安心して出かけられるわけなんですけれども、農家の家探しは地図を片手に車を走らせるんですけれども、同じ名字がたくさんありまして、号線1本間違えてもなかなか次のところに探し当てることの難しさを、私自身経験の中から感じております。

また、最近においても町外から来た人にも家が見つけれず、街の中に戻ってきて何度か聞かれている様子も見受けられます。十勝近隣町村にも行ってみましたら、看板が設置されているところもあります。農村整備がされている町を訪れますと、安心感とあつて農村の元気さと意気込みが、それとやる気、そういったものが伝わってまいります。

ぜひ、看板の設置をして新得の町を訪れる人にも農村を訪れる人にも、安心感ですか、安心感と親近感を持てるようにすべきだと思います。一体感を持てるような景観が整備されることで、町の基幹産業である農業のイメージづくりやPR効果にもなるんじゃないかと思っております。それで地域全体の活性化に果たす役割も大きいんじゃないかとも感じます。ぜひ、看板の設置をお願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

この介護保険制度の問題につきましては、今広山議員が住民の不安ということで、ご質問があったわけでありまして、そうした住民のかたがたに、なかなか見えてこないだけにですね、ご不満ということを私もじゅうぶん理解ができるわけでありまして。

しかし反面ですね、これを取り組む自治体としても、実はそれと同じかそれ以上、大きな不安を抱えながら、これからスタートしようとしているわけでありまして。特に国の考え方といたしましても、走りながら考えてまず出発するんだというふうな考え方があるだけにですね、そういう不安がいろいろな面で増幅をしているのかなと、このように思っているわけでありまして。

しかしながら、有料化でそうした一定の介護サービスを提供してゆくという、その窓口が市町村であるということでありまして、できるだけそうした抱えているもろもろの問題というものを、これから乗り越える努力をしていかなければならないと考えております。いろいろなことを考えますと、憶測をいたしますといろいろなこと考えられるわけでありまして、それではなかなかスタートに踏み切れないという面もございますので、ぜひ、さきほどから議論になっております、保険料の算定もなるべく急いでですね、そして町としてもその態勢づくりに最善を尽くしていきたいと思っておりますのでございます。

2点目にありました認定との絡みであります。ご指摘のように、介護保険制度がスタートしたあかつきに、例えば特養に入っている人たちが、その八十何項目かの項目で検査をした結果認定されるかと、その保障、実はないわけでありまして。したがって、施設からやむをえずという場合も考えられます。しかしそれは、5年間それは認められるわけでありまして、これがスタートしたから直ちにそういう状況を生むことにはならないと考えております。

また施設の問題でありますけれども、これもその末端の自治体でですね、そうした施設を更に増設をしたら、そういう時代背景にはなかなかないと考えております。したがって、施設でのサービスと併せて、在宅における介護サービスと、その両面が併用していくもんだと考えておるところであります。

いずれにいたしても、介護保険をスタートするに当たってはですね、やはりもっとも住民の皆さんがたにその制度の中身、そして町が目指す方向、そうしたものをキャンペーンしながら理解を求めながらですね、平成12年のスタートにこぎ着けたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから2点目は、教育委員会のほうからご答弁をさせていただくことにいたしまして、3点目の農家の看板設置であります。

この看板設置というのは、これは町が作るのではなくてあくまでも農家の人自身が作るということが、私は原則でないかと考えております。その農家のかたがたが、それを作るうえにおいて、行政の立場、あるいは農協の立場としてそれを支援していくと、こういうことになると考えております。

したがって、現在農協のほうではそうした農業者の皆さんがたのニーズづくりって言いましょうか、そういうことに取り組んでいるようでありまして。そうした体制ができあがりますと、町としても新年度の予算の中でなにがしかの支援策を考えていきたいと、このように思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答えいたします。議員さんのご意見のとおりでございます。これから新しい改革の流れの中、また地域のコミュニケーションをどうつくっていくかっていうような、そういううえでもですね、たいへん小回りのきくこういう制度があるとたいへん便利ですし、いろいろな面で温かい対応ができるんでないかなというふうに、期待をしているところであります。

子どもたちの心を育てる、あるいは町・地域の人がたの生きがいか趣味を広げるといった意味からもですね、ぜひ、多くの皆さんがたに登録をしていただくように、取り組んでいただきたいというふうに私どものほうでも、積極的に考えていきたいというふうに思っています。

外国のことわざでしたでしょうかね、お年寄りが1人亡くなることは、図書館1つなくなることと同じだっていうような、それぐらい高い評価をしていることわざもあるわけでありまして、できるだけいろいろなかたちで、こういう埋もれている知識とか知恵というものをですね、町の財産となるように心がけていきたいなというふうに考えています。

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

6番（広山麗子君） ケアハウス等の受け皿づくりなんですけれども、5年間経過措置があって認められるということおっしゃいましたけれども、それは、そのとおりなんですけれども、町民が今現在で非常に不満を感じているわけです。

ですからそういう方向に向けて、住民にじゅうぶん理解ができるようなかたちで、今後に向けていただきたいと思いますし、こういったことにおきましても、町民が安心してこの町に住んでいられる方策づくりは、町だけにとってもこれ限界があると思うんですね。そういうかたちの中で、行政も住民も一体となった、そういう取り組みが、システムづくりが今必要かと思うんです。

場合によっては、地域で支えるシステムづくりということであれば、空き住宅を改良するなど、その拠点ひとつの提供だとか、資金面の支援をしていただくことで、住民がもっともっと元気を出して、行政と一体となつてがんばれることもできるのではないかなということを感じております。そういったことが、今いろいろなかたちの中で人口減、定住促進対策なんかもうたわれておりますけれども、退職後定住できるかたちを考えたときには、この町にほんとうに将来安心して住めるんだろうかという福祉の施策が、今一番重きが置かれているのではないのかなと。この町に住んでも不安であれば、やっぱり都会へ都会へと出ていかれるはずですよ。

ですからそういったところも含めて、住民と一体となれる方策を行政としても出していただけたらと思います。そういった中で、来年開所される保健福祉センターが町民の心をいやしてくれる、大きな在宅看護支援の拠点になるように、最善の努力もしていただきたいと思います。以上です。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

確かにこの介護保険制度の中身について、じゅうぶん住民の皆様がたにその内容がまだ伝わっていないと私も考えております。よって、これから残された期間の中で、もっともっと濃密にですね、広報でのお知らせはもちろんでありますけれども、状況に応じては地域に出向いて理解を求めていくというふうな場面も、必要になってくると考えて

おりますし、そうした最善の努力を、今後とも払っていきたいと思っております。

それから、具体的にお話のございました地域においてある程度託老所的な施設を考える場合に、町としての支援ができるかという意味だったかと考えております。私はそうした介護保険制度を、住民の力でも支えていただくというふうなことが、将来に向かってできていくとすれば、これは非常にありがたいことだと考えております。

そうした面では、そうした地域のこの体制ができてくるとすればですね、それは当然町としても一定の財政措置をしながら、行政と住民が一体になった、将来に向かって安心のできるまちづくりを進めていきたいものと考えております。どうかそうした面では、またあらためて住民の皆様がたのご協力を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

---

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。2時20分までとさせていただきます。

（宣告 14時09分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 14時21分）

---

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

[ 1 番 吉 川 幸 一 君 登 壇 ]

1番（吉川幸一君）

1．既存施設の建て替えについて

4年前にこれが最後の一般質問になるかもしれませんので、すばらしいご答弁よろしくそのように話ししましたところ、その時の答弁は私の目の覚めるような、戸惑いを覚えるようなすばらしい斉藤町長のご答弁でございました。今回も同じ気持ちでご質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願ひを申し上げます。

私の平成10年度、定例第4回一般質問に2点3項目について、ご質問をさせていただきます。

1点目は、既存の施設の建て替えでございます。1つ図書館については、現在の図書館は昭和53年7月に建て替えられ、20年たっていると聞いております。新得町の図書館は歴史が長く常に他町をリードしていたと思っております。町は職員の努力と、行政が毎年の増書にもかかわらず、利用者数、貸し出し冊数とも最近では横ばい状態でございます。

最近の図書館の持つ役目、機能について考えますに、ただ単に本を貸し出しするところだというだけでは利用者数の減少と、本離れが進んでくるのではないのでしょうか。これからの図書館は、笑われますけれども、文化の香りが漂うような施設として明るく町民が親しみの持てるホール・ビデオ・ゲームなど、みんなが図書館に来て楽しめる場所、視聴覚室の充実、情報公開など意見交換ができる場所。静粛な中にも勉強に浸り、調べごとができる部屋等々、いろいろなものが備わっている広い図書館が必要だと、私は思

っております。ぜひ改築をと思っておりますが、ご答弁よろしく申し上げます。

2項目めは、文化ホールでございます。この施設は町民のすべての人が改築を望んでいるのではないのでしょうか、私は確信を持っております。すべての人の中には、私は町長さんをはじめ、後ろにおられる役場の職員の人、全員、心では思っていると、その人がたも含んでおります。ご答弁を期待しております。

座席に私が座りますと、雨の音、外のホールの話し声、通路に歩いている人の声、また足音、いろいろな雑音が聞こえてきます。雑音が聞こえないゆとりのある座席と音響効果のすばらしいホール。今日はばかりの一つ覚え、文化の香りが漂うホールの改築をと思っておりますので、この言葉で締めくくりをさせていただき、答弁をよろしくお願いいたします。

## 2. 生活道路の改良舗装について

2点目は生活道路の改良舗装について質問させていただきます。新得町も長い道路については舗装が整備されてきておりますが、短くて町単独でしかできない場所はなかなか進んでいないのが現状でございます。

「こんにちは町長です」の懇談でも、舗装の話で持ちきりの地区もございました。年々高齢化になり買い物など外を歩くにも歩きづらい、道路の改良をぜひにという声が高まってきております。これらの人々の声にこたえるにも、今までの舗装の仕方から、道路の交通量を調べ車の多く走るところは舗装を厚めに、人が主に通るところは薄く舗装し距離を延ばしていただきたい。全町生活道路の舗装率を高めてはと思っております。ご答弁よろしくお願いいたします。

[1番 吉川 幸一 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤 敏雄 君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) 1点目の図書館と、たぶん公民館の大ホールのことかなと思えますけれども、この点につきましては、教育委員長のほうからご答弁をさせていただきます。2点目の問題につきましては私のほうから答弁をいたします。

町道の整備につきましては、交通量や公共的施設への町民の利便性などをもとにいたしまして策定した、総合計画の道路整備計画に基づきまして、年次的に、更に財政面を考慮しながら事業を実施いたしているところであります。この結果、現在の新得・屈足市街地内の道路舗装率は71パーセントとなっております。

ご承知のとおり、道路整備事業は多額な費用を要するため、原則的には補助事業として計画をいたしますが、これが見込めない生活道路の整備につきましては、砂利や舗装の厚さを抑えた簡易な方法で工事を計画いたしまして、地域の皆様がたの要望にこたえていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

[町長 斉藤 敏雄 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久 教雄 君 登壇]

教育委員長(高久教雄君) 吉川議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

現在の図書館は、ご指摘のとおり昭和53年7月にオープン以来20年を経過しております。蔵書数も増え館内が手狭になっておる状況であります。図書館をご利用されるかたが快適に過ごせる環境づくりに現在苦慮しておるところでございます。

建て替えをとのご質問でございますけれども、現下の財政事情を考えますと当分は難



しいと考えますので、保健福祉センターのオープンに伴いまして、図書館と併設しております老人会館に空きスペースができることから、大広間を改修し視聴覚室と書庫を確保できるよう検討をしてみたいと考えておるわけでございます。

これが実現いたしますと、蔵書の書架に併せて全体的に館内のスペースの改善が図られるものと思いますので、ご理解いただきたいと思うわけでございます。

次に公民館大ホールの改築計画の予定はしておりませんが、雨の音とホール外の声の防音対策については検討してまいります。

なお、座席につきましては、ご不自由をおかけしておりますが、大規模な改修となるため、しばらくは現在のままご辛抱いただきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

たいへん期待のできないご答弁で申し訳ございませんけれども、こういうことでございます。

〔教育委員長 高久 教雄 君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） なんか、教育委員長の最後の言葉が、ほんとうに期待が持てない答弁が返ってきたなど。うすうすそのような答弁もあるかなと、また、はい、すぐやりますって、4年前のことがよみがえると、すぐやりますって言う答弁にもなるかなと、ふたほう考えてございました。町はですね、鉄骨で建てるとどうしてもまだ20年では年数が足らないと。でも今、新得町の図書館を見ますと、ほんとうに場所が狭いのではないかな。1階のフロアにしても2階にしても本がびっちらで、あれでは本の入れるところは、私はない。どのようにリフォームをされたとしても、今の図書館では私はすばらしい図書館になるとは、私思えてないんです。

それで、町の認識でございますけれども、1つの建物を建てたらこの建物はその1つですと20年30年40年ってのもたすという考え方を、今後見直してみたいかかなもなかかなと。ああいう図書館は、あの施設は確かにりっぱです。まだ使えると思えますから、私も壊して違う図書館を造りなさいっていうふうな考え方は毛頭ございません。

今、手狭でいろいろな町の施設でそれを利用されている人があそこの場所に移ったとしたら、図書館を新しく建ててあそこの場所にいろいろな施設を使っている人たちが移ったとしたら、ものすごい喜ばれ方をダブルでするのではないのかな、図書館は新しくなる、自分たちの住む場所はあそこの今の図書館の跡地に行ったらですね、広くてすばらしいところに移転をさせていただいたという感覚になるのではないのかなと。

私はある面では、建て替えをしていただきますと、あの図書館は新得町民の娯楽館でもよろしいのではないのかなと、前々から話してますように、趣味のサークルですとか、自分の家でなかなか臭いですとか、汚れるとかできないサークルの人たちが、間仕切りをしてリフォームをしてあそこの会館を利用すると。そして新しく、今ワンフロアでよその町村のことは余り言いたくはございませんけれども、すばらしい図書館、情報公開の場を持っている施設ができてきております。ですから、決してあの施設を壊して、新しい図書館をっていうのでなくて、あの施設はあの施設ですばらしい建物でございますから、利用はできるのではないのかと。そこら辺のところをですね、再度ご質問させていただきたい。

また、大ホールでございますけれども、その口の悪いコンサートをやっている主催者側ですとか、少々自分の音を気にする人は、あのホールでコンサートをやるとまず憎ま

れ口を聞かれるのは、私は町長だと思っんです。あの、ホールでコンサートをやって音響効果が悪いって憎まれ口聞かれるのは、私は町長だと。そのつど、その答弁に苦労している場合が年に何回かはあるのではないのかなと、あの大ホールは予算がないのは分かりますけれども、町民の人がみんな建て替えてもらいたい。私はいろいろな人に聞くけれども、あの大ホールだけは町民の人がほんとうに建て替えてもらいたいって思っている施設の一つだと思っっているんです。

裏にいくらでも土地あります。今の施設から裏にいて、私はですね一番の図書館とこの大ホール、これ複合施設でもいいと思っっています。1階を図書館にしてこう配を取りながら大ホールに使う。そうしますといろいろなかたちで、相互の利用ができるのではないのかなと、ぜひそのさきほどの答弁をですね覆して、ああそういう考え方もあるんだったら、建て替えの計画をしてみようかというような考え方の答弁を、ご期待申し上げますんでよろしくお願ひします。

また、この道路の舗装の問題でございます。町長の顔を見ていましたら、舗装に関しては私に任せておけっというふうな目で合図をしてくれているのかなと思っぐらい、ここへきてバッシングをしていただいております。

これは分かっていることでございますから。その舗装率を高めていただくということをご期待をしまして、来年度から1メートルでも長く舗装をしたら、私の一般質問で、その私の場所と町長の場所が合致をしていると宣伝をいたしますんで、1メートルでも長く舗装をしていただければ、これはご答弁いりませんので期待をして舗装のほうは質問を終わらせてもらいます。

よろしくお願ひします。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答えを申し上げます。たいへん力強いご意見もいただいたわけでありまして、図書館壊すということではなくて再利用しながら新しいものというご意見でございます。私どもこれからの施設造りに当たってはですね、今お話ありましており単体の施設ではなくて、いろいろ利用面を考えた複合的な施設が理想的ではないのかなというふうな、思いをしているところでございます。公民館につきましても、当面はお話しをしたようなことですね、対応することになるかと思っけれども、やはり町民の皆様がたも建て替えてほしいという声があるということについては、じゅうぶんですね押さえておきたいというふうな思っっております。

全体的に考えまして、かなり大規模な投資になる事業でございますので、長期的な計画の中でですね、より効率的にそしてまた喜ばれるような施設造りに心がけていくことが必要でないかなというふうな思っしております。町のほうともいろいろ財政的な部分とがありますので、これからですね将来に向けてそういった部分も含めた相談もするということになるかなというふうな思っしますので、ご理解をいただきたいと思っします。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 図書館と文化ホールが一発でのご答弁なんですよね。図書館は図書館の答弁、文化ホールは文化ホールの答弁をいただけるもんかなと思ったら、一発できておりますけれども、私は検討課題としてはですね、今一気にご答弁をいただきましたけれども、今回の一般質問の答弁はなんか町長答弁にしても教育長答弁にしても、ずいぶん短い答弁で終わらせているなと、なんか時間を気にされているのかなと思っんですけれども、ちょっと答弁が今回は短か過ぎるんじゃないかな。八つ当たりしてもし

ようがありませんので、再度話させてもらいますけれども。

私は単独でもいいし、複合でもいいと思っています。とりあえず予算を計上して計画をしていただかないと、これは計画してます計画してますって言っても、予算を計上していただかないと計画のうちには入ってこないと思うんです。ですから、今年建て来年度建て来年度という言い方、私はしてないと思いますけれども、ここ2、3年のうちには少なくとも計画が拳がって、平成14年ごろには立ち上がるようなことを期待いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

[ 2 番 菊 地 康 雄 君 登 壇 ]

2番（菊地康雄君）

1. 情報発信にインターネットの利用を

遠大な計画を求めるとご質問が相次いだ中で、私は余り単独の出費のないどちらかというとソフトな面で、すぐ取り組めるものについての提言をしたいと思います。

予想以上に世の中の流れは早く、今や電話網を通じて各家庭がコンピューターを介し、世界中とつながっている時代になりました。これを理解しようと思っいろいろなものを読むわけですがけれども、やはりもっと若い世代でなければなかなか身近に取り組めないのか、理解するのに苦しむたいへん難しいものでもありますけれども、ただ、使いかってはいいいものですね。このようなことから、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思うわけですがけれども。

佐幌小学校をはじめとして、町内でもインターネットを利用して情報を発信することが特別なものではなくなってきました。過日配布された北海道の広報誌でも、十勝・宗谷・留萌以外の支庁はホームページを開設し、特に空知支庁においては27市町村のうち、16市町がインターネット上でふるさと情報や観光情報を発信しております。町内でも有志がホームページを作成したという話ですとか、自前のホームページを持って営業などに活用したりしている事例を聞きます。

新得町としてもこのメディアの1つとして、広報・観光、特に食事ですとかアウトドア、温泉、それからリゾート情報もあるでしょうし、合宿、交通アクセスそれから農業をはじめとした特産品、それから山村留学を中心とした学校などの情報を、インターネット上に展開し積極的に広報活動を展開してみてもどうかと思っております。いかかがでしょうか。

2. 旧ごみ処分場廃止に伴う跡地利用に

それから2点目でございますけれども、旧ごみ処分場廃止に伴う跡地の利用についてであります。旧ごみ処分場のダイオキシン類の調査分析結果がこの間出ましたけれども、予想に反して汚染が進んでいなかったということにまず一安心をいたしました。この廃止対策工事については、今後の安全性を最重点に全国でも初めての試みといえる前向きな検討をお願いしているところであります。

この際、調査結果を信頼し、跡地の再利用をどのように今後行っていったらいいのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

[ 2 番 菊 地 康 雄 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

本町のインターネットのホームページにつきましては、平成8年12月から開設をいたしまして、現在アクセス件数は3,654件となっております。現在のホームページの内容といたしましては、サホロリゾート、クラブメッドをはじめ、そばの館、農村ホリデー研究会、山村留学、レディースファームスクール、東大雪荘、レイク・インなどの情報を発信しているところであります。

今後、これらの内容が古くなってきたものは更新するとともに、更に内容の充実を図っていきたいと考えております。

更新の方法といたしましては、軽易なものにつきましては職員が対応し、また、高度の技術が必要なものにつきましては民間に委託をして整備を図っていきたいと思っております。また、情報の発信に当たってのPRの方法として、ホームページのアドレスを町の封筒やパンフレットに載せるとともに、職員の名刺にも入れるなどして今後積極的にPRをしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

2点目の、旧ごみ処分場跡地の利用についてであります。処分場の廃止に伴いまして、焼却灰の埋め立て等から周辺環境等へ与えた影響調査を専門家に委託をしたところであります。

参考までに調査の概要を申し上げますと、「地下水汚染の有無の確認」「埋立物の状況把握」「埋立地から河川への影響調査」「周辺土壌の汚染確認調査」「周辺環境調査」でダイオキシン類を12地点において14検体、環境基準項目調査を9地点において9検体の測定を行ったところであります。

その結果、旧処分場内の埋立廃棄物のダイオキシン調査では、46ピコグラムと測定されました。ダイオキシンに対して厳しい規制管理をしておりますドイツ連邦の土壤参考基準では、40ピコグラム以上は農業や園芸への利用制限を定めていますが、それを超える数値を示しました。また、埋立物保有水では260ピコグラムと、一般地下水に比べかなり高い値でありまして、処分場内の汚染が認められましたが、処分場からの影響を受けると思われる下流2地点の地下水では、0.0099ピコグラムと0.026ピコグラム、処分場周辺の排水が流れ込む河川では、0.0035ピコグラムと他都市の一般環境地下水と同程度の値でありました。

また、同地点の河川の土砂では0.0088ピコグラムと、平成8年度の環境庁調査か所の最小値、0.012ピコグラムよりかなり低い数値であり現時点では意外にその拡散はないものと判断をいたしております。

また、旧焼却炉の排煙が最も多く着地していたと思われる北生団地北公園の土壤では、0.54ピコグラムとドイツの土壤参考基準の5ピコグラム以下は使用制限なしに該当する数値でありまして、周辺への拡散はほとんど認められないとの調査結果を得たところであります。

しかし、将来的な拡散も懸念されますので、未然に防止するためになんらかの対策が必要であると考えております。現在その対策工の工法や町の財政状況をじゅうぶん考え、国庫補助、良質起債等、有利な財源を最大限利用できるよう、関係機関との協議を持ちながら検討を進めているところであります。

跡地の再利用につきましては、いずれの工法を選択するにいたしましても、表面は土

砂の飛散を防止するために芝での緑化ということになるかと思いますが、そこには、たい積物からのガス抜きも設けなければなりませんので、当分の間は再利用は控えていきたいと考えているところでございます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 有志のかたがホームページの作成を始めてから、できる限りの利用をしているというお答えでしたので、それ以上の効果を期待するわけですが、過日トムラウシの校長先生とお話しをしたときに、山村留学についてもですね、いろいろPRは今まで以上にしているはずなのに、だんだんとその問い合わせが少なくなってきた。言葉で言えば激減したというような話も承っているわけです。

それでこの新得町がもしインターネット上で情報を発信しているのであれば、どの程度の情報を発信し、それがどの程度見られているのかということがたいへん興味深かったわけですが、事実この間届いた北海道の広報誌にもアドレスが載っていないければ、町の封筒にアドレスが書いてあるわけでもなし、その中でこの3,000件以上のアクセスというのは、たいへん驚くべきことなのかなと思っはいるわけです。アクセスをするということは、やはり能動的に新得町に興味があるからこそ、自分でそのアドレスを打ち込んで見ることで、そういう人たちが見る情報というのはたいへん有効に活用できる、通り一遍のものではないような気がするわけですね。

けれどもまだまだ発信状態というのでしょうか、それは私が考えるところまではいっていない、まだ手落ちのある部分でもあるのかなという気がいたします。ぜひ、町民でも自由にいつでも見れるような状況にしてほしいと思いますし、それから北海道なりあるいは国なりが発信する情報の中には、必ず新得町のアドレスが載かって、できるだけたくさんのかたにインターネット上で新得町の情報を見ていただけるような状況に早急にもって行っていただきたい。これには余りお金のかかることではありませんので、ぜひその条件整備だけは早急に行っていただきたい。

それによってですね、例えば今まで私も何回かお願いしたこともありましたけれども、過去に新得町に住んでいたかたで今新得町から出ているかた、ご希望のかたにはお知らせ新得、広報しんとく等送っていると思うんですけども、このお知らせが毎月インターネット上で発信されることによって、その人たちも最新の情報が見れるでしょうし、もっともっと見たい人のところに自由に届く、すべての人に公開されているわけですので、そのような状況があれば当然郵送費としても少なく済むわけですね。発信していることが分かれば、当然皆さんが開いて、機械さえあれば見れるわけですし、自分のところなくてもさまざまな公共の施設のものを使って意識があれば見れるわけですので、ぜひ、そういう状況を作っていただきたいと思うわけですが、特にさきほど言った山村留学の件に関しても、アクセスが少なく問い合わせが少なくなっていればいるほど、なんらかのかたちでもっともっと情報を出していく必要性はあると思われま。

山村留学ばかりでなくて、特にレディースファームを卒業された人たちが新得町のよさというのを、いろいろなところで語っているわけですが、そういうような情報ですとか、まず客観的に新得町を見て、いいと思われる情報等を次々に入れていくためには、自前でもって情報を変えていける体制を役場の中に持っていないと、リアルタイムな対応というのは難しくなると思いますので、まずは早急にその態勢づくりに向けてがんばっていただきたいと思うわけです。

当然その中でですね、商売に使われているかたもいるわけですから、町もさまざまな宅地分譲ですとか、それから今後アウトドア等でもって、さまざまな生徒さん募集とかたぶん可能性としては出て来ると思うんですけれども、いろいろな場合に使われると思いますので、ぜひ、自前でページの更新できるような技術を身につけるようにしていただきたいと思いますと思うわけです。

それから、旧ごみ処分場廃止に伴う跡地の利用についてですけれども、これから整備を行われるわけですし、それが5,000万円から数億円といわれる中で、どの程度の工事が今、新得町にとって最も適当なものなのか一言ではなかなか理解できるものでもありませんし、全国的に見ても初めての試みということなんで、どの程度までが必要なのかということも難しいとは思いますが、ぜひ、その中で臭いものにはふたをするようなだけの工事ではなくてですね、聞くところによりますとごみ処理場の周辺には蛍が生息しているわけです。それで役場の中でも、若い人たちに蛍を見たことがあるかという話を聞きますと、まず、30代前半ぐらの人までは蛍を見たことがない。テレビではね、いくらでも見れますけれども実物は見たことがない。けれども、新得町には何か所か生息している場所があるわけです。

今、整備している拓鉄公園、検討委員会の中でどのような整備の仕方がいいかという中にですね、蛍公園にしてはどうかという話が出てきたこともありました。しかしあそこはあくまでも、今ある自然を生かした自然公園ということで、今いないものをそこに持ってきて新たな公園を造るというものはいかなものかという意見が多く出まして、現状のある生物・植物・動物・昆虫それを生かした公園にしようということで今整備が進められているわけですが、ちょうどこの旧ごみ処分場の周辺には蛍が生息しているわけです。

それでですね、その処分場そのものが生息できる環境かどうかというものは私は分かりませんが、周辺の水辺は現実にいるわけですから、それを増殖させるということは決して不可能なことではないなという気がいたします。当然、条件的には新得町のほかの水辺の地域で、もっともこの蛍の生息には適当な場所がたくさんあるかもしれないけれども、私はこのごみ処分場の跡が蛍公園になるんだということに、大きな意義があるような気がしますし、全国的に見ても処分場の跡地がまさか宅地の分譲をするわけにもいきませんので、そこを再利用というかたちで使うには、当然町長も公園化ということの前々から申されておりましたので、生物が住める場所でもあるんだということをしてPRする意味でも、今のこの計画の段階から蛍公園も視野に入れたものというのが、より全国的にも注目を浴びるものになるのではないかなという気がいたします。

付け足しになるかもしれませんが、それを含めてごみ処分場廃止に伴う跡地の利用が、福山地区のですね振興にもつながっていけるような、また、新たなきっかけになればという気もいたしますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

本町のインターネットのホームページの開設に当たりましては、町民のかたで非常に技術的に優れたかたのご協力、絶大なご協力いただいて開設に踏み切ったということでありまして、そうしたご協力に対しましてあらためてお礼を申し上げるしだいでありませぬ。

今、そのインターネットのホームページが開設されたけれども、アドレスその他を含

めて、その発信状態がふじゅうぶんでなかったかというご指摘でありまして、なるほどお聞きをいたしておりますと、まさにより高度利用させるための、ある程度基本的な条件整備がじゅうぶんでなかったなど、反省をいたしております。

いずれにいたしましても、さきほどご答弁申し上げましたように、総体的な内容等の見直しを進めると、そしてより専門的な面については当面専門家の力も借りてということでもありますので、ぜひ、今菊地議員がご指摘あったような方向で、せっかくホームページ開設しているわけでもありますので、よりアクセスがたくさんされてですね、それが直接的・間接的、あるいは定住人口、あるいは交流人口、そうしたことの拡大への足がかりなり、きっかけにもなって行く可能性もあるわけでもありますので、ぜひそうした面でこれからの情報化社会に対応できる町の体制を作り上げていきたいと、基本的にそのように考えております。

それから2点目の、旧ごみ処分場の焼却残土の処理の方法であります。今、菊地議員ご指摘されましたように、この旧ごみ処分場の残土のですねアフターケアをしている自治体というのは全国的にほとんどないと聞いております。しかし住民の最近のマスコミ報道等によりまして、住民の関心が非常に高いものがあると同時に、また、議会の皆さんがたからもいろいろなご質問いただきまして、よって将来に向かって禍根を残さないようなアフターケアをするための、その環境調査を実施したと。幸いにいたしまして、さきほどご答弁申し上げましたように、私どもが調査をする以前に心配しておったより、以外とですね、その数値が少なかったということで、いちおうの安どはいたしておるわけであります。

しかし焼却灰の中には、ダイオキシンをはじめとするそうした化学物質が含まれておりますので、これが将来に向かって付近の環境へ影響のないような工法を、やっぱり考えていく必要があるのではないかとということで、恐らく5つか6つかぐらいの工法の中で、今検討を進めているわけではありますが、最終的にはですねやはりその処分場の下、地下水も流れておりますので、そうした面での影響を与えないような、やっぱり方法まで採り入れませんと、町民の皆様がたにじゅうぶん納得していただけない面があるのではないかとということも考えまして、ある程度将来に対応できるものにしていきたいと。その際にはですね、例えば覆土をして植生だけするというふうな工法でありますと、なかなか制度には乗らないってことが明らかになってまいりました。

したがって最終的にはですね、そうした工法を最終的に一般財源が上回らないかたちでですね、その範囲で止まるような補助制度に乗る方法で、この際解決をしていったらいいのではないかとという方向で、今、検討いたしているところであります。

それからまた、その周辺に将来的な蛍の生息の場にしてはと、極めて大胆なご提言があったと思っております。お話しによりまして、周辺部に既に蛍が生息をしてお聞きをしておりますので、であれば将来的にですねそうした方向を目指していくことは可能ではないかと考えております。

ただ、当面は、中の不純物からの排気ガス等の関連もございまして、その辺がある程度落ち着いた後の課題として検討していくことがいいのではないかと。その際にはですね、今その周辺部にある水が、埋立処分場の側がかなり高いようでありまして、そちらのほうに水を導水していくことができるかという、技術的な問題があるようであります。しかしそうした場所で蛍が生息しているというのは、これはある意味では夢のような話でありまして、ぜひ、その可能性についてですね、今後ぜひとも、検討していったら

うかと考えております。

今、地域に蛭が住むということだけでも、非常に大きな話題性になるわけでありまして、これとは別に、例えば可能であれば、新しく出来たパークゴルフ場のどっか適当な場所で、そういうふうな可能性が模索できないかというふうなことも考えております。

蛭を生息させるためにはえさとなるもの、あらい貝ですとか、タニシですとか、そういうふうなものをたくさん増殖いたしませんといけないという問題もございまして、そうした蛭を生息させるための条件整備をして、適当な場所かどうかということも検討しながら、将来的な一つの夢としてですね、これを追ってみたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） せっかく発信をしても、できるだけ多くの人にその画面を見てもらわなければならないわけですし、ただこのインターネット上でのホームページの開設というのは、極端かもしれませんが、無限大にリンクしていける。クリックすることによって、どんどんどんどんその画面を深めていくことができるという、印刷したものにはないよさもありますので、ぜひ、その辺の特徴を生かしながら活用していただきたいと思います。

ここで一つ提案なんですけれども、せっかく町でいろいろな特産品、あるいは名所等を使った名刺を作っておりますので、ぜひそこに新得町のアドレスを入れて、すべての人が使えるようにしていただけると、もっともっと民間それから役場ともに使えるんじゃないかと思っております。

後、蛭のことについては夢のような話ということで、ここ1、2年ではどうしようもないんでしょうけれども、ぜひ、まちづくりの一つの柱として、今、聞くところによるとほかのパークゴルフ場ですとか、そうなればですね、今度は佐幌川の左岸公園も山から水がおりているところで親水公園も造るとお聞きしますので、新得町全体に波及していくことになれば、また、大きな新得町の観光の柱にもなるでしょうし、ぜひその辺を念頭に置きながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） インターネットのホームページの問題につきましては、ご指摘のとおりそういう情報発信のための条件整備というものを、最大限進めていきたいと考えております。町だけがやるのではなくて、町内のいろいろな機関や団体にも呼びかけてですね、そういう情報発信をより広範に進めていくことのほうが、なお効果もあるのかなと考えているところでありまして、そうした面ではよりそういう情報発信の条件整備について最善努力をしていきたいと考えております。

それからまた、蛭の問題であります。今、この全道的にもあるいはまた全国的に見ても、蛭の里づくりと、これはまたある意味では大きな夢づくりだと思うんですね。それを成功した町にはですね、その時期になるとそれだけで相当なお客さんの出入りがあるというふうな情報もいろいろとお聞きをしております、私もぜひそうした面では新得はそうした面での環境というか、自然が極めて豊かな場所でありまして、これは努力をすれば必ず実現できる、あるいは成功していけるなど実際思っております。

今、関係課でそれぞれ近い将来ですね、そういう場所をぜひとも造るためのですね、検討に入らせております。そうしたところでの一つの成功っていうか、見通しの上に立って、ただいま菊地議員大胆なご提言のあったごみ処理場周辺で、それをまたあらため



て挑戦をしてみるというふうなことで、検討を重ねていきたいというふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

---

#### 休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、12月19日から12月21日までの3日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます

よって、12月19日から12月21日までの3日間を休会することに決しました。

---

#### 散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって本日の日程は終了いたします。本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 15時13分）

---

第 3 日

平成10年第4回  
新得町議会定例会（第3号）

平成10年12月22日（火曜日）午後3時30分開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1	意見案第8号	審査結果について
2	意見案第9号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

意見案第8号 審査結果について

意見案第9号 審査結果について

○出席議員（19人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君
15 番 竹 浦 隆 君	17 番 森 清 君
18 番 金 沢 静 雄 君	19 番 黒 沢 誠 君
20 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	斉 藤 敏 雄 君
教育委員会委員長	高 久 教 雄 君	
監 査 委 員	吉 岡 正 君	

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴木	政輝	君
収	入	役	清水	輝男	君
総	務	課	畑中	栄和	君
企	画	調	長	尾	正
税	務	課	長	秋山	秀敏
住	民	生	長	西浦	茂
保	健	福	長	佐々木	裕二
建	設	課	長	村中	隆雄
農	林	課	長	斉藤	正明
水	道	課	長	常松	敏昭
商	工	観	長	貴戸	延之
児	童	保	長	富田	秋彦
老	人	ホ	長	長尾	直昭
屈	足	支	長	高橋	昭吾
庶	務	係	長	武田	芳秋
財	政	係	長	佐藤	博行

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部	靖博	君
学	校	教	長	加藤	健治
社	会	教	長	赤木	英俊

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小森	俊雄	君
---	---	---	---	----	----	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐藤	隆明	君
書			記	桑野	恒雄	君

---

### 開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 15時30分）

---

### 諸般の報告（第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 日程第1 意見案第8号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第1、意見案第8号、地方事務官の地方公務員への身分移管を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

### 日程第2 意見案第9号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第2、意見案第9号、北海道開発庁の統合にかかわる意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

#### 閉 会 の 宣 告

議長(湯浅 亮君) これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成10年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 15時33分)

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員